

1. 議 事 日 程 (初日)

(令和元年那智勝浦町議会第2回定例会)

令和元年5月15日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期の決定	4
日程第3	諸報告	5
日程第4	報告第1号 専決処分(那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例)した事件の承認について	7
日程第5	報告第2号 専決処分(那智勝浦町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)した事件の承認について	11
日程第6	報告第3号 専決処分(那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例)した事件の承認について	16
日程第7	報告第4号 専決処分(平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算(第9号))した事件の承認について	18
日程第8	報告第5号 専決処分(平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算(第4号))した事件の承認について	31
日程第9	報告第6号 専決処分(平成30年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算(第1号))した事件の承認について	34
日程第10	報告第7号 専決処分(平成30年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算(第1号))した事件の承認について	36
日程第11	報告第8号 専決処分(平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算(第4号))した事件の承認について	38
日程第12	報告第9号 専決処分(平成30年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第2号))した事件の承認について	41
日程第13	報告第10号 専決処分(平成30年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第3号))した事件の承認について	42
日程第14	報告第11号 平成30年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	45
日程第15	議案第40号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例	46
日程第16	議案第41号 那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	47
日程第17	議案第42号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	49
日程第18	議案第43号 那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する	

		る基準を定める条例の一部を改正する条例……………	54
日程第19	議案第44号	那智勝浦町森林環境譲与税基金設置条例……………	55
日程第20	議案第45号	那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例……………	56
日程第21	議案第46号	損害賠償の額の決定について……………	57
日程第22	議案第47号	令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）……………	58
日程第23	議案第48号	令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算 （第1号）……………	67
日程第24	議案第49号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	69
日程第25	議案第50号	農業委員会委員の過半数を占める者を認定農業者等又はこ れらに準ずる者とする事について……………	69
日程第26	議案第51号	農業委員会委員の任命について……………	70
日程第27	議案第52号	農業委員会委員の任命について……………	70
日程第28	議案第53号	農業委員会委員の任命について……………	70
日程第29	議案第54号	農業委員会委員の任命について……………	70
日程第30	議案第55号	農業委員会委員の任命について……………	70
日程第31	議案第56号	農業委員会委員の任命について……………	70
日程第32	議案第57号	農業委員会委員の任命について……………	70
日程第33	議案第58号	農業委員会委員の任命について……………	71
日程第34	議案第59号	農業委員会委員の任命について……………	71
日程第35	議案第60号	農業委員会委員の任命について……………	71
日程第36	議案第61号	農業委員会委員の任命について……………	71
日程第37	議案第62号	農業委員会委員の任命について……………	71
日程第38	議案第63号	農業委員会委員の任命について……………	71
日程第39	議案第64号	農業委員会委員の任命について……………	71
日程第40	発議第1号	那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例……………	75

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	荒尾典男	2番	左近誠
3番	下崎弘通	4番	中岩和子
5番	石橋徹央	6番	金嶋弘幸
7番	曾根和仁	8番	引地稔治
9番	亀井二三男	10番	津本・光
11番	森本隆夫	12番	東信介

3. 会議録署名議員の氏名

6番	金嶋弘幸	7番	曾根和仁
----	------	----	------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（16名）

町長	堀順一郎	副町長	矢熊義人
----	------	-----	------

教 育 長 岡 田 秀 洋
総 務 課 長 塩 崎 圭 祐
会 計 管 理 者 西 眞 宏
税 務 課 長 三 隅 祐 治
福 祉 課 長 榎 本 直 子
農 林 水 産 課 長 在 仲 靖 二
水 道 課 長 村 上 茂

消 防 長 湯 川 辰 也
教 育 次 長 寺 本 尚 史
病 院 事 務 長 下 康 之
住 民 課 長 田 中 逸 雄
観 光 企 画 課 長 吉 田 明 弘
建 設 課 長 楠 本 定
総 務 課 副 課 長 仲 紀 彦

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長 網 野 宏 行
事 務 局 主 任 青 木 徳 之
事 務 局 副 主 査 北 郡 克 至

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番中岩和子議長席に着く]

○議長（中岩和子君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がございました。本件につきまして、議長はこれを許可しましたので報告をいたします。

なお、報道関係の皆様をお願いをいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう御配慮のほどをよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開会

○議長（中岩和子君） ただいまから令和元年第2回那智勝浦町議会定例会を開会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（中岩和子君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中岩和子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

6番金嶋弘幸君、7番曾根和仁君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（中岩和子君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

3番下崎君。

○議会運営委員長（下崎弘通君） 議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。

去る5月10日に委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は37件です。その内訳ですが、報告で専決処分が10件、予算繰越明許費繰越計算書が1件、条例の一部改正5件、条例制定1件、損害賠償の額の決定1件、補正予算2件、人事案件16件、発議1件となっております。

会期は、本日5月15日から5月22日までの8日間を予定しております。本会議4日、委員会2日、純休会2日となっております。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思っております。

[議事予定表朗読]

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から5月22日までの8日間に行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、会期は本日から5月22日までの8日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸報告

○議長（中岩和子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告は、お手元に配付のとおりでございます。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） 皆さんおはようございます。

本日、令和元年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には御多用のところ御出席を賜りまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。

お御代がわりにより改元を迎え、新しい時代の幕あけに華やかな雰囲気を感じているところでございますが、上皇陛下が平成の時代を振り返り、初めて戦争を経験せぬ時代であった一方で、自然災害が相次いだ時代であったと述べておられました。本町でも自然災害が多く発生をいたしました。温故知新と申しますが、過去から得た知見を教訓とし、災害に強いまちづくりを進め、そして町民の皆さん方に住んでよかった、住み続けたいとより実感していただける、令和の時代的那智勝浦町を築くべく、決意新たに取り組んでまいり所存でございます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ちまして、町政報告を行います。

高速道路関連の報告でございます。

既に御承知のことと存じますが、議会もともに取り組んでいただいた、紀宝熊野道路、新宮道路の新規事業化が決定し、念願の高速道路の紀伊半島一周が実現いたします。全線開通の実現は、本町の主要産業であります観光業と漁業にとりましても大きなメリットがございます。今後も早期の全線開通に向け取り組んでまいりますので、議会の皆様方におかれましても御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

続いて、観光関連の報告でございます。

今年のゴールデンウィークの入り込み状況は集計中でございますが、関係者からの聞き取りによりますと、入込は10連休の効果と比較的天候に恵まれたことで好調とのことございました。また、心配しておりましたJR紀伊勝浦駅の混雑につきましては、駅員の増員対策等で大きな混乱・混雑はなかったということでございます。

しかしながら、10連休に加え令和元年のお祝いムードで那智山への来場者が特に多く、大渋滞が発生し、勝浦から那智山まで1時間から2時間かかる状況が発生いたしました。今後は状況を鑑み、対策を講じる必要があると考えてございます。

そして、既に御案内のとおり、串本町への小型ロケット発射場に関しまして、スペースワン株式会社、和歌山県、串本町、そして当町の4者による進出協定を3月26日に締結いたしました。現在、射場の建設が進んでいるところでございますが、今後、2021年度内の発射に向け、観覧場所や駐車場の整備、来場者へのおもてなしについて検討するとともに、串本町とも

協力しながら紀南地域として魅力を最大限発揮できるよう取り組んでまいります。

町営バスの関係でございます。

町民の皆様方や来訪者の交通の利便性を図るため、町営バスの充実に取り組んでいるところでございますが、宇久井線、勝浦線の新路線の運行につきましては、本年10月からの運行を目指しており、その準備費用として今議会に関連予算を上程しております。

防災関係と消防関係では、宇久井・湊地区に建設しておりました津波避難タワーにつきまして、3月25日に竣工いたしました。湊区民会館裏付近に建設をし、避難ステージの高さ7メートル、面積が54平方メートルの鉄骨造でございます。この津波避難タワーの完成により、湊地区における三連動地震での津波避難困難地域は解消となります。今後は、避難訓練の際に使用しながら、有事の際に活用できるよう訓練を重ねていきたいと考えてございます。

また、予算を承認いただいております消防・防災センター建設につきましては、5月7日に基本設計及び実施設計の入札を実施し、事業者を決定したところでございます。

次に、本議会に提案しております議件の概要について御説明申し上げます。

本議会に提案しております議件は36件でございます。その内容は、専決処分の報告11件、令和元年度補正予算2件、条例の制定、一部改正5件、損害賠償の額の決定、固定資産評価委員会委員の選任、農業委員会委員の過半数を占める者を認定農業者等またはこれらに準ずる者として農業委員会委員の任命、14件でございます。

報告第1号から報告第3号は、条例の一部を改正する条例について専決処分の承認をお願いするものでございます。

報告第4号から報告第10号は、一般会計、国民健康保険事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、育英奨学金貸与事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、勝浦地方卸売市場事業費特別会計、病院事業会計に係る平成30年度補正予算について、専決処分の承認をお願いするものです。事業費等の確定による調整が主なものとなっております。

報告第11号は、一般会計予算の繰越計算書についての報告でございます。

議案第40号は、地方税法等の一部を改正する法律等に基づき改正するものであります。

議案第41号は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い改正するものであります。

議案第42号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に伴い改正するものでございます。

議案第43号は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い改正するものでございます。

議案第44号は、本年度より国から譲与される森林環境譲与税を財源とし、間伐等の森林整備、人材育成や担い手確保などに要する経費に充てることを目的として、基金を設置するものでございます。

議案第45号は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴うものでございます。

議案第46号は、損害賠償の額の決定について議決をお願いするものでございます。

議案第47号は、令和元年度一般会計補正予算であり、主なものにつきましては町営バス宇久井線・勝浦線の運行に向けた準備費用、プレミアム付商品券給付事業、森林環境整備に向けた経費などの補正で、歳入歳出予算それぞれ1億5,793万円を追加し、予算総額を81億8,973万円とするものでございます。

議案第48号は、令和元年度介護保険事業費特別会計の補正予算であり、消費税引き上げに対する保険料を減額し、一般会計繰入金を増額するものでございます。

議案第49号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

議案第50号につきましては、農業委員の過半数を認定農業者等またはこれらに準ずる者としたいため、議会の同意を求めるものでございます。

議案第51号から議案第64号は、農業委員会委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

以上が本議会に提案をいたしました36件の概要であります。その詳細につきましては担当課長から説明をいたしますので、何とぞ御審議いただき、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（中岩和子君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第1号 専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第4、報告第1号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 報告第1号専決処分（那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成31年3月31日に専決処分をいたしております。

今回の税条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日付で公布されております。これを受けまして、本町においても那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例を31日付で専決処分させていただいたものでございます。例年、このような形で上位法令の改正に伴う税条例の改正をお願いしてございます。

次のページ以降、改正する条例を記載しておりますが、今回の改正内容につきましては、専決処分書の次に関係資料及び新旧対照表をお配りさせていただいております。説明はそちらの

資料のほうでさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

関係資料の1ページをお願ひいたします。

第1条による改正は、那智勝浦町税条例（昭和43年）条例第1号の一部を改正するものです。

以下、条例の改正内容を記載してございます。資料中、線で囲んだ枠内は主な内容を説明したものでございます。

附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、その適用を平成45年度分の個人の町民税まで延長し、控除に係る申告要件を廃止するものです。

新旧対照表では1ページ、改正前、第2項が削除されている分でございます。

関係資料2ページ、新旧対照表2ページをお願ひします。

附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例で、課税標準となるべき価格に乗じる割合を定めるものですが、法律改正に伴う項ずれの整備を行うものです。

新旧対照表3ページ左下から4ページをお願ひします。

附則第10条の3第6項は、法規定の新設にあわせて新設されるもので、河川法に規定される高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定するものです。

次に、新旧対照表4ページから5ページをお願ひします。

改正後、附則第10条の3第7項から第9項、附則第10条の3第10項、11項、附則第10条の3第12項及び附則第10条の3第13項は、政令改正等に伴う項ずれの整備を行うものです。

関係資料4ページ、新旧対照表6ページ、7ページをお願ひします。

附則第10条の4は、法規定の新設にあわせて新設するもので、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定するものです。

関係資料5ページ、新旧対照表7ページ下から10ページまでをお願ひします。

附則第16条は、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、燃費性能に応じて税率を軽減し、一定年数を経過した三輪以上の軽自動車について、税率を重くする特例措置を規定したもので、この税率を重くする措置については、新旧対照表の7ページ左下の第16条から3行目に記載のとおり平成31年度分に限ったものとし、税率を軽減する措置については、新旧対照表8ページから9ページ上にかけての記載のとおり、平成29年度分の軽自動車税に限りとされている同条第2項から第4項を削除するものです。法律改正にあわせての改正でございます。

附則第16条の2は、附則第16条の2項から4項が削除されたことにより整備するものでございます。

新旧対照表10ページ、11ページの附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定の整備を行うものです。

関係資料5ページの一番下の枠内、新旧対照表の12ページをお願ひします。

第2条による改正です。



第2条による改正は、那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第9号）の一部を改正するもので、軽自動車税の環境性能割、種別割の税率の特例について規定の整備を行うものです。法律改正にあわせて改正するものでございます。

関係資料7ページの枠内をお願いします。

第3条による改正です。

新旧対照表は14ページ、15ページをお願いします。

第3条による改正は、那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第29号）の一部を改正するもので、法律改正にあわせて、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について規定するものです。

以下、附則第1条で施行期日を平成31年4月1日と定めてございます。

説明は以上でございます。よろしく御承認のほどをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） ちょっと聞いたの、どこに書いてあるのかと思うんですけど、軽自動車の特例、国交省が定める、整備をしなければならないということをちょっと説明で言われてたような気がしたんですけど、どの辺に書いてるのかなと思って、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えします。

国交省ということでは申ししていないところでございます。法律改正にあわせての改正でございます。

〔12番東 信介君「中間整備みたいなのが必要になってくる」と呼ぶ〕

税率等の関係につきましては、今回の改正ではもうございません。規定の整備でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと確認なんですけども、この新旧対照表の15ページにこの施行期日、書いてくれてるんですけども、第1条、「この条例は、平成30年4月1日から施行する」となっているんですけど、この関係資料のほうの一番最後のページで7ページですけども、この附則で施行期日は、第1条、「この条例は、平成31年4月1日から施行する」と。これはどちらが正しいんか。改正後で「平成30年4月1日から施行する」、この資料では「31年4月1日から施行する」。これは数字の間違ひなんかどんなか、ちょっと確認させていただきます。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えします。

第3条による改正は、那智勝浦町税条例等の一部を改正する条例で、平成30年条例第29号の一部を改正する条例を改正するものでございます。ということで、平成30年ということでこちらのほうは間違いございません。

以上でございます。

〔3番下崎弘通君「この報告第1号で関係資料でくれてあるやろ。この7ページに施行期日が第1条、この条例は平成31年4月1日から施行するとなってあるのに、この新旧対照表のほうでは30年4月1日となってある。これでいいんですかということを探ねやる。普通、この新旧の改正後のほうも平成31年4月1日からってなると思うんやけども、その点、このところが合わんので、ちょっと確認です」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） 三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えします。

資料のほうでお配りさせていただいている分、改め文のほうで書かせていただいている分につきましては、附則で第1条、この条例は平成31年4月1日から施行するでございますが、これにつきましては今回の改正の分で、第1条から第3条までの今回の改正について平成31年4月1日から施行するということでございます。そして、新旧対照表の第3条のほうの平成30年となっているところにつきましては、第3条が平成30年条例第29号で条例が制定されたものでございます。それにつきましては、平成30年4月1日から施行するとなっておったものでございます。それで、今回は平成30年4月1日施行の条例を改正する、その改正をする施行日が今回の平成31年4月1日ということになってまいります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 下崎君。

○3番（下崎弘通君） そうしたら、この改正後のこの欄というのは、平成30年4月1日から施行する、これは改正されてないということなんやの。そのまんまということなんやね。改正前と改正後と変わってないということやろ、ここの欄は。そうしたら、普通、この資料のほうで、改正後、31年4月1日から施行するというの、これはこの改正後のどこへ持ってくる。載らんのか。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 説明が不足しまして申しわけございません。先ほど申しました第3条による改正なんですけども、那智勝浦町税条例の一部を改正する条例が平成30年4月1日から施行するものなんですけども、今回、新旧対照表の15ページの(4)のほうに書いておりますけども、平成32年4月1日に施行するとされているものの改正を今回行うということでございます。そして、先ほど、条例の改め文、資料に載っております31年4月1日から施行するという

ものは、今回の新旧対照表のほうには記載されないものとなってまいります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第1号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 報告第2号 専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
した事件の承認について**

○議長（中岩和子君） 日程第5、報告第2号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 報告第2号専決処分（那智勝浦町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成31年3月31日付で専決処分をさせていただいております。

今回の国民健康保険税条例の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日付で公布されております。これを受けまして、本町におきましても国民健康保険税条例の一部を改正するもので、本年4月1日からの施行となっております。

次のページに改正する条例を記載しております。

資料として、新旧対照表及び関係資料を配付させていただいております。説明は関係資料のほうでさせていただきますので、よろしく願いいたします。

関係資料をお願いいたします。

那智勝浦町国民健康保険税条例（昭和43年条例第5号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正を記載しております。

資料中、線で囲んだ枠内のところが、その上の改正内容を説明したものでございます。

第2条第2項ただし書き中「58万円」を「61万円」に改める。

枠内です。第2条は課税額について定めたもので、基礎課税額に係る課税限度額を61万円に改めるものです。

なお、今回の改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額は医療分の基礎課税額が61万円、後期高齢者支援金等分課税額が19万円、介護納付金分課税額が16万円、合計で3万円増の96万円となります。

第12条第1項中「同月28日」を「同月末日」に改める。

枠内です。第12条は納期について定めたもので、国民健康保険税第9期の納期が「2月28日」までとなっておりましたが、うるう年におきましては2月は29日までであることから、「2月末日」と改めるものでございます。

第24条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

枠内です。第24条は国民健康保険税の減額について定めたもので、保険税の軽減により得た額の限度額を「61万円」に改め、5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を28万円に改め、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を51万円に改めるものです。

この減額につきましては、被保険者の均等割額及び平等割額について行うものでございます。

以下、附則としまして、第1項で施行期日を、第2項で適用区分を定めております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 3点ほど質問させていただきますが、1つは国保の加入世帯数、もう一度ちょっと教えてほしいのが1つです。

2つ目は、国保の1人当たりの保険料負担率ですけども、先日、担当課からも資料をいただいたんですが、本町は13.1%と、それで報告していただいたやつで調べたらそういうことになるんですが、27年度の第91回社会保障審議会の医療保険部会、ここでの資料では全国平均が大体14.3%となっているんですけども、これから見たら全国平均よりも低いということになるんですが、東牟婁の範囲でのここあたりの近辺はどうなのかというようなことでちょっと資料があれば教えてほしいなど。もしなければちょっと調べていただければと思います。全国的にはうちはまだ低いということになるわけですけども、全国はいろんなバランスがありますので、問題もありますので、一概には否定できない、一番近い本町付近、近辺の東牟婁あたりでどのぐらいの率になっているのかということで、わかれば教えていただけたらと思いま

す。

それから、3つ目ですが、先日いただいた資料で、限度額の到達世帯数が減免措置がなしから2割になった世帯が16世帯になったと、2割から5割になった世帯が8世帯ふえたということで聞いたわけですが、これは減免措置を受けた世帯が多くなったということですが、いわゆる中のほうの人、賦課限度額の総額はその点でどうなってきたかということをやっと各課税区分ごとに教えてほしいなというふうに思います。それで、これは資料にあります、皆さんにも知ってもらう意味でちょっと教えてほしいなと。そういう減免制度の措置がとられていない状況の中で、今後、この間も一般質問の中で言っていたんですが、新たに考えられている措置があるとすればちょっとそれを報告していただきたいというのが3点目です。

とりあえず、それだけの質問、先にします。済みません、お願いします。

○議長（中岩和子君） 津本議員、その新たな方向を考えているという分は、この件にはちょっとあれがないので、またそれは一般質問とかそういうところで、この意見についてだけなので、新たな方向というのはちょっと。

〔10番津本・光君「了解です」と呼ぶ〕

よろしくをお願いします。

〔10番津本・光君「また、一般質問でします」と呼ぶ〕

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） お答えいたします。

まず1点目、加入世帯数でございますが、平成30年度中の課税された世帯数につきましては合計で3,547世帯でございました。

そして、平成30年度の当初、国民健康保険税の課税時の状況ですが、被保険者の方の総所得につきましては、所得のある方、3,397名の合計が30億7,834万円となっております。一方で、その保険税の調定額につきましては4億251万6,500円となっておりますので、所得に占める税額の割合としては、本町におきましては13.1%と議員御指摘のとおりでございます。なお、これにつきましては、東牟婁郡内の状況等については手元に資料がございませんので、今後調査させていただきたいというふうに考えております。

そして、もう一点ですが、今回の減額分の改正によりまして、まず基礎課税分につきましては3万円増加しまして61万円となります。これは、限度額の到達世帯数としては23世帯を見込んでおります。そして、後期高齢者支援金分につきましては変更がなく19万円で、介護支援分につきましては、こちらにつきましても変更がなく16万円となっております。それぞれ、後期高齢者支援金分については11世帯、介護支援分については10世帯が限度額に到達しております。また、合算限度額の到達世帯としましては基礎プラス後期で80万円となりますが、こちらが11世帯、基礎プラス後期プラス介護で96万円となりますが、こちらが4世帯となります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） となりますと、基礎後期、介護の分で、結局今回の3万円上がって

るということになるわけですね、それだけ町民負担が多くなるということなんです。2015年、2017年やったかな、こういうのが政府から通達が出ているということを知っているんですが、通達というよりも方向性ですね。それに基づいて見てみますと、先ほどのうちの世帯数、国民保険にかかっている世帯数で基礎課税分、一番低い分、ここが61万円と上がったわけですが、3,547件分の23件になるわけです。といいますと、0.6%、非常に低い数値なんですね。このときに、国のほうで今回の改正の方向に向けて出されている部分の中にこういうのがあるんですよ。社会保障制度改革プログラム法に規定し、これまで協会けんぽの保険料上限額を参考にしていただけれども、被用者保険とほぼ同様に限度額超過世帯の割合、先ほど言った61万円の割合が政府としては1.5%に近づける、そのために段階的に引き上げていくという方針を出しているわけです。ほな、うちの場合は既に0.64%、かなり低いんですよ。だから、これを考えると上げる必要はなかったんじゃないかなということも思うんですが、そこらのことでちょっとどうお考えなのかということをお聞きしたいのと、それからそういうことを考えますと、高い層にはちょっと上げる、低い層には下げるといって、いろんなことを今まで言われてきた部分はあるんですけども、結局その中間層の部分がやっぱり相当値上げをされている、つながってくると。それが引き続き値が今後も上がっていく状況になってきますので、そこらの対策も必要だろうとは思っています。それはまた、一般質問等の中で質問をしていきたいとは思いますが。そういうことで、必然的に上がっていくことに中間層がなっていくと思うんですが、そこらのところをどうお考えなのかということでもちょっとお聞きをします。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 全国レベルの話となりますが、まず厚労省におきまして、国保料の限度額につきましては、昨今の医療費の増高が続く中で高所得者にも応分の負担を求め、負担感が重いといわれる中間所得層に配慮するため、今回の限度額超過世帯、これを限度額を上げるという改正を行ったものとされております。そして、その限度額の超過世帯割合につきましては、全国レベルでは1.5%に近づけるように段階的に引き上げる運用ルールを適用したとされております。なお、本町におきましては全国的な所得水準とは少し違いますので、この1.5%よりももっとその適用割合というのは低い割合となっております。これは議員御指摘のとおりでございます。全国的な医療分の限度額超過世帯割合につきましては、今回の改正によりまして0.16%低下して1.99%になると見込まれるとされております。これは上位法の改正に伴うものでございますので、本町としましても上位法の改正に伴い、本町の税条例につきましても改正に伴う改正を同様に行っていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） といいますと、うちのほうでは、僕はそういう意味で言うたら上げる必要がなかったのではないかなというふうに思うわけですが、政府のそういう流れからいきましてもね。だから、そういう意味では今後の減免制度の問題も含めて、やっぱり税率アップによ

って相当苦しむ人が出てくるわけですから、そこらはぜひ検討の余地を残しておいていただきたいなど。また、一般質問のほうでもしたいと思いますので、以上で質問を終わります。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

10番津本君。

原案に反対の討論ですね。

○10番（津本・光君） 1つは、これは毎年言っていることなのですが、町民の生活に直結する税率の変更等については、租税法律主義に基づいて専決処分はしないということをやっぱりすべきじゃないかと。それで、きちんと町民から選ばれた代表に基づいて審議をして、そして決定していくという体制はきちんととっていく必要があるだろうというふうに、まず1点目はそれによってこの観点からも反対をしたいと思います。

次に、今回の補正予算で、税率アップを含めたこの予算ということで値上げがされているわけですが、3月議会に特別会計でも反対をしておりますので、次の後期高齢者の問題、介護の特別会計の補正予算でもあわせて反対をしたいと思います。その上で、前回の質問、反対の討論のところでも全国知事会のうちの共産党が調べたやつで紹介させていただきましたが、社会保障費1兆円の公費負担、これによって協会けんぽ並みの保険に引き下げよということで全国知事会から要請をしたというようなことが中身としてあります。それでは、本町で担当課のほうにもちょっと調べてもらってけんぽとの比較をしてもらったんですが、やはり一例を挙げても、例えばモデル、4人世帯のところ、40代夫婦と子供2人家族、所得は250万円、総収入が380万円、給与の収入の内訳ですね。月給が25万円の方です。月掛ける12回で、賞与が40万円として掛ける2回で見た場合、この方の分でも、協会けんぽと比較しても相当開きがある。協会けんぽの場合は折半でいきますから、国保関係でいきますと43万1,300円の徴収になるわけですが、負担額になるわけですが、折半でいきますと23万4,000円ぐらいまで落ちるんですね。そうしますと、19万7,000円ほどの開きができます。そういう意味で、全国知事会が言っているように、協会けんぽ並みの保険に切りかえてそこに近づけていくという方向にしていかなければならないんじゃないかなというふうに思います。ということの2つ合わせて、今回の反対討論といたします。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

報告第2号について原案のとおり承認することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第3号 専決処分（那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例）した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第6、報告第3号専決処分（那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例）した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 報告第3号専決処分（那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例）した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけています。

平成31年3月31日に専決処分をさせていただきました。

那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日より施行されることを受け、本町におきましても所要の改正を行うもので、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次のページに改正する条例を記載し、資料といたしまして、新旧対照表と第7期介護保険料の表を添付いたしています。

まず、資料2枚目の第7期那智勝浦町介護保険料をごらんください。

第7期介護保険料は基準額7万1,244円で、所得に応じ9段階に分かれ、本町の基準に対する割合は介護保険法施行令で定める標準の率となっております。

今回の介護保険法施行令の改正は、10月以降の消費税引き上げが予定されていることから、低所得者の保険料の軽減強化として、第1段階のみであった軽減対象者を第1段階から第3段階までの対象者に拡大するものと、第1段階の軽減については平成27年より実施しているところでございますが、その割合を増加するものでございます。

なお、今回の改正は、消費税が10月以降引き上げられる予定であることから、令和2年度以



降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定されています。本町におきましても、介護保険法施行令の改正を受け、改正するものでございます。平成31年度の下線部の部分が、今回改正する部分でございます。基準に対する割合の変更により、第1段階の方の保険料を2万6,717円に、第2段階の方の保険料を4万4,528円に、第3段階の方の保険料を5万1,652円に軽減するものでございます。

続いて、条例の改正について説明いたします。

資料1枚目の新旧対照表をごらんください。

第2条では、平成30年度から平成32年度までの介護保険料を定めており、第2項では第1段階の方の保険料の軽減賦課について規定されています。今回の改正により、第2項では語句の修正とともに対象年度を平成31年度からに変更し、保険料を2万6,717円とするものでございます。

また、第3項、第4項を加え、第3項では、第2段階の方の保険料を4万4,528円に、第4項では、第3段階の方の保険料を5万1,652円に減額するものでございます。

次に、第4条の改正でございます。

第4条では、介護保険料の普通徴収に係る納期を定めております。第11期の納期が「翌年2月14日から同月28日まで」となっているものを、うるう年を鑑みまして「同月末日まで」と変更するものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成31年4月1日からといたし、経過措置として、改正後の介護保険条例第2条の規定は平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例によるものといたします。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第3号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

何で。

〔「専決処分ということで」と呼ぶ者あり〕

もう討論を終結しますって終わってしもうたんですけどね。

〔「採決については異議あり」と呼ぶ者あり〕

ああ、そうですか。

この採決は起立によって行います。

報告第3号について原案のとおり承認することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

休憩します。再開が10時50分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時35分 休憩

10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第4号 専決処分（平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第7、報告第4号専決処分（平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 報告第4号専決処分（平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号））した事件について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成31年3月31日、専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成30年度那智勝浦町一般会計補正予算（第9号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億835万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9,440万5,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の規定となっております。

第3条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款1町税から1枚めくっていただき、4ページの款21町債まで、歳入合計で補正前の額97億276万2,000円に、補正額で5億835万7,000円を減額し、計で91億9,440万5,000円とするものがございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から7ページの款12諸支出金まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正でございます。

御承認いただいております事業への追加分といたしまして、款10災害復旧費の大谷川河川災害復旧事業と、変更分といたしまして款5農林水産業費の野菜花き産地総合支援事業107万3,000円を108万1,000円に変更するものがございます。

9ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

起債の目的欄中、地域活性化事業から一番下の公共事業等まで、借入限度額の確定により、計の補正前の限度額12億6,870万4,000円から2億1,120万円を減額して補正後の限度額を10億5,750万4,000円とするものがございます。

10ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括、歳入でございます。

款1町税から次のページの款21町債まで、歳入合計で補正前の額97億276万2,000円、補正額は5億835万7,000円の減額、計で91億9,440万5,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1議会費から款12の諸支出金まで、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額は歳入と同額でございます。

補正額の財源内訳は、国県支出金で1億3,571万7,000円の減額、地方債で2億1,120万円の減額、その他で1,029万7,000円の増額、一般財源は1億7,173万7,000円の減額となっております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

総務課の関係でございます。

歳入でございます。

下段の款2地方譲与税から2枚めくっていただきまして、18ページ上段の款11交通安全対策特別交付金まで、それぞれの額の確定により補正をお願いしてございます。

そのうち、17ページ下段の款10地方交付税につきましては補正額が2億3,551万5,000円の増額で、計で32億7,391万5,000円となっております。内訳といたしまして、普通交付税が28億

3,904万3,000円、特別交付税が4億3,487万2,000円で、前年度と比較いたしまして9,728万5,000円、率にして3.1%の増加となっております。

20ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、補正額402万8,000円の減額につきましては、節区分1社会保障・税番号制度システム整備費補助金で203万円の減額、節区分2個人番号カード交付事業費補助金で199万8,000円の減額、それぞれ補助金額の確定によるものでございます。

このページ一番下の目5消防費国庫補助金43万6,000円の減額につきましては、節区分4住宅耐震改修事業費補助金の減額で、事業費の確定によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目6消防費補助金、節4住宅耐震改修事業費補助金30万円の減額につきましては、国庫補助金と同様、事業費の確定によるものでございます。節5わかやま防災力パワーアップ事業費補助金91万5,000円の減額、節6耐震ベッド・耐震シェルター設置事業補助金53万2,000円の減額につきましても、事業費の確定によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金の7,000万円の減額につきましては、当初1億7,000万円の取り崩し予算を計上しておりましたが、決算見込みから1億円の取り崩し予算となったものでございます。

目2減債基金繰入金につきましては、予算で取り崩しを予定しておりましたが、決算見込みにより全額減額するものでございます。

目3まちづくり応援基金繰入金につきましては、各指定事業に係る充当見込みから減額するものでございます。

25ページをお願いいたします。

款20諸収入、目1雑入、節1雑入のうち、総務課の関係につきましては、説明欄1行目の区市町村振興協会市町村交付金678万7,000円の増額で、交付金の確定によるもの、2行目の災害対策費用保険金395万3,000円につきましては、昨年8月、9月の台風におきまして、防災体制をとった際の人件費や避難所運営の保険金収入でございます。3行目、町有建物災害共済金703万9,000円の増額につきましては、体育文化会館の落雷被害などの災害共済金を受け入れたものでございます。

26ページをお願いいたします。

款21町債につきましては、目1総務債から27ページの目10土木債まで、それぞれの起債額の確定により補正をさせていただいております。

29ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節区分11需用費24万2,000円の減額、節区分13委託料333万9,000円の減額につきましては、説明欄記載の件について不用額が生じました

ので減額させていただいたものでございます。

目3財産管理費、節区分13委託料126万2,000円の減額、節区分15工事請負費1,545万6,000円の減額につきましては、天満地内旧法務局跡地に建設の書庫兼防災倉庫の建設に係るもので、事業費の確定により減額させていただくものでございます。設計監理業務委託、書庫兼防災倉庫新築工事につきましては、今年度の一部繰り越ししており、30年度分の事業費の確定により減額するものでございます。

目6電子計算費、節区分14使用料及び賃借料245万6,000円の減額、節区分19負担金、補助及び交付金192万1,000円の減額につきましては、実績見込みにより減額させていただくものでございます。

目10町営バス運行費につきましては、過疎債充当枠の変更による財源内訳の変更でございます。

目11諸費の財源内訳の変更につきましては、色川診療所における昨年9月の台風被害による窓ガラス破損に係る建物共済金の受け入れによるものでございます。

35ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目9病院費、節区分28繰出金2,221万3,000円の減額につきましては、説明欄記載の町立温泉病院事業会計への繰出金で、事業費の確定により減額させていただくものでございます。

40ページをお願いいたします。

款8消防費、目4水防費につきましては、昨年8月、9月の台風による小匠ダムの職員非常配置に係る人件費の保険金収入による財源内訳の変更でございます。

目5災害対策費、節区分13委託料489万6,000円の減額につきましては、平成30年度において、宇久井湊地内及び築地地内の津波避難タワー予定地の地質調査業務委託を計画してございましたが、築地地内分について用地の設定に至らず減額をさせていただくものでございます。節区分15工事請負費2,195万円の減額につきましては、宇久井湊地内への津波避難タワー設置工事に係る事業費の確定により減額させていただくものでございます。節区分19負担金、補助及び交付金443万円の減額につきましては、説明欄記載の各事業補助金に係る額の確定により減額させていただくものでございます。

44ページをお願いいたします。

下段でございます。款11公債費、目1元金77万4,000円の減額、目2利子1,532万9,000円の減額につきましては、償還額の確定により減額させていただくものでございます。

46ページには補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

説明のほうは省略させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 総務課副課長仲君。

○総務課副課長（仲 紀彦君） 選挙関係につきまして御説明いたします。

31ページ、お願いします。

款2総務費、項4選挙費、目4町長選挙費でございます。補正額は724万9,000円の減額となっております。節1報酬の112万9,000円の減額から節19負担金、補助及び交付金30万2,000円の減額まで、備考欄の説明のとおりでございます。御存じのとおり、町長選挙につきましては無投票となりましたが、選挙があるものとしまして準備を進めてございました。入場券の発送やポスター掲示板の設置など、一部予算を執行している部分もございますが、選挙日当日に係る立会人の報酬や職員の超勤手当など多額の不用額が生じていることから、今回減額の補正をさせていただくものでございます。

なお、13委託料と14使用料及び賃借料の減額についてでございますけれども、この予算計上の際に議員の補欠選挙も想定してございまして、その分に係る便乗予算も計上させていただきました。この減額につきましては、その分の減額が主なものとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 税務課の関係について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

今回の町税の補正につきましては、決算見込みにより款1町税の項1町民税から項5の入湯税まで、合計で823万7,000円を増額し、町税の総額を14億6,252万8,000円とさせていただいたものでございます。

4ページをお願いいたします。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料等につきましては755万1,000円を増額して、総額955万1,000円とさせていただいたものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳入の款1町税、項1町民税につきましては、個人と法人を合わせて1,033万4,000円を増額いたしまして、計5億2,558万5,000円とさせていただいております。内訳につきましては、決算見込みにより個人の滞納繰越分で336万9,000円を増額、法人の現年度課税分で696万5,000円を増額するものでございます。

次に、項2固定資産税でございますが、決算見込みにより現年度課税分で598万7,000円を増額、計6億9,822万1,000円とさせていただいたものでございます。

項3の軽自動車税でございますが、決算見込みにより現年度課税分で355万2,000円を増額いたしまして、計5,235万円とさせていただいております。

14ページをお願いいたします。

項4町たばこ税につきましては、決算見込みにより711万円を減額して1億1,989万8,000円とさせていただいております。

次に、項5入湯税でございますが、452万6,000円を減額いたしまして、計6,647万4,000円とさせていただいております。

25ページをお願いいたします。

款20諸収入、項1延滞金、加算金及び過料等、目1延滞金でございますが、755万1,000円を増額いたしまして、決算見込み額955万1,000円とさせていただいております。

30ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項2徴税费、目1税務総務費、節3職員手当等102万7,000円の減額は、職員の超過勤務手当の減額でございます。

税務課の関係は以上でございます。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 住民課の関係について御説明いたします。

20ページをお願いいたします。

歳入です。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節区分1循環型社会形成推進交付金145万1,000円の減額は、説明欄記載の浄化槽設置整備事業で、合併浄化槽設置に伴う補助金確定により減額するものでございます。節区分3災害廃棄物処理事業費補助金111万8,000円の増額は、昨年9月29日に発生しました台風24号接近に伴う豪雨災害による廃棄物処理及びし尿くみ取りに要した費用に対する補助金で、説明欄記載の補助対象事業費223万7,230円に対する2分の1を受け入れるものでございます。

21ページをお願いいたします。

款15県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金のうち住民課の関係は、節区分7後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金155万8,000円の減額で、額の確定により減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節区分9重度心身障害児者医療費補助金448万4,000円の減額、節区分10ひとり親家庭等医療費補助金49万7,000円の減額及び節区分13乳幼児医療費補助金147万1,000円の減額は、いずれも医療費に係る補助金確定によるものでございます。

目3衛生費補助金、補正額370万8,000円の減額は、浄化槽設置整備事業費補助金で、合併処理浄化槽設置に伴う補助金額の確定によるものでございます。

32ページをお願いいたします。

歳出です。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち節28の繰出金は、説明欄記載の国民健康保険事業費特別会計への繰出金で1,009万8,000円の減額、後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金で1,407万6,000円の減額となっております。国民健康保険事業費特別会計と後期高齢者医療事業費特別会計における今回の専決補正予算の収支の調整により繰出金を減額補正させていただいたものでございます。

目8重度心身障害児者福祉医療費、補正額834万2,000円の減額と、次のページの目9ひとり

親家庭等福祉医療費、補正額148万6,000円の減額は、医療費の確定によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

項2 児童福祉費、目4 子ども医療対策費、補正額624万2,000円の減額につきましても、医療費の確定による減額の補正でございます。

35ページをお願いいたします。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 環境衛生費、節19 負担金、補助及び交付金、補正額1,278万5,000円の減額は、説明欄1行目、浄化槽設置整備事業補助金が1,085万1,000円の減額で、申請件数が見込みを下回ったためでございます。また、説明欄2行目の紀南環境広域施設組合負担金が193万4,000円の減額で、組合の決算見込み額に伴う本町負担額の変更による減額補正でございます。

36ページをお願いいたします。

項2 清掃費、目1 塵芥処理費の補正額は300万円の減額で、内訳としましては節11 需用費で、電気使用料の減額によるものでございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

19ページをお願いします。

歳入でございます。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節1 障害者自立支援給付費負担金654万8,000円の減額につきましては、障害者自立支援給付費に対する2分の1の国庫負担金で、自立訓練、就労継続支援事業の給付実績見込みによる負担金確定による減額でございます。節3 障害児通所給付費国庫負担金294万9,000円の減額につきましては、児童発達支援事業の給付実績見込みによる減額でございます。節4 子どものための教育・保育給付費国庫負担金276万5,000円の増額につきましては、説明欄記載の天満保育園、わかば保育園、町外保育所、大野保育所に係る特例保育所分の運営費負担金で、3歳未満児の国、県、町の負担率の変更及び実績見込みに伴うものでございます。節5 児童手当国庫負担金627万円の減額につきましては、児童手当の支給実績に伴う減額でございます。

20ページをお願いいたします。

項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節1 地域生活支援事業費補助金537万8,000円の減額につきましては、障害児者等に対する地域での生活の支援を行うもので、日常生活用具給付事業、成年後見制度利用支援事業の給付実績見込みによる補助金の減額でございます。

21ページをお願いいたします。

款15 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費負担金、節1 障害者自立支援給付費負担金327万4,000円、節3 障害児通所給付費負担金147万5,000円、節4 子どものための教育・保育給付費負担金112万9,000円、節5 児童手当負担金135万5,000円の減額につきましては、国費と連動いたしました県負担金で、事業実績見込みによるものでございます。

22ページをお願いいたします。

項2 県補助金、目2 民生費補助金、節14 全国健康福祉祭和歌山大会交流大会開催準備事業補助金110万円の減額につきましては、和歌山県からのねんりんピック準備補助金で、那智勝浦町実行委員会へ直接振り込まれることから、予算計上していましたが金額全てを減額するものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節20 扶助費251万円の減額につきましては、身体障害者、心身障害児を看護している方、要援護老人を扶養している方及び特定疾患対象者の方に対し、生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的に支給しております福祉手当の給付実績見込みによる減額でございます。

目3 老人福祉費、節19 負担金、補助及び交付金、説明欄記載の全国健康福祉祭町実行委員会補助金181万3,000円の減額につきましては、歳入で御説明いたしました県補助金の受け入れ分及び実行委員会の事業費精算に係るものでございます。節20 扶助費945万6,000円の減額につきましては、養護老人ホーム保護措置費の実績見込みによる不用額の減額でございます。節28 繰出金2,435万円の減額につきましては、介護保険事業費特別会計への繰出金でございます。介護給付費などの市町村の法定負担分などと事務関係経費分でございます。実績見込みによる減額でございます。

目5 町民センター費2万7,000円の財源内訳の変更につきましては、町民センターのガラスの破損により建物災害共済金が支給されたことによるものでございます。

目7 障害者福祉費、節7 賃金204万2,000円の減額につきましては、障害者相談支援員として、身体、精神、知的障害児に係る家庭訪問や日常生活上の各種相談等についての相談を受ける臨時雇賃金を計上し募集いたしましたが、応募がなく適任者を確保できなかったことにより全額を減額させていただくものでございます。節20 扶助費2,334万円の減額につきましては、説明欄記載の自立訓練、就労継続支援、児童発達支援の事業の実績見込みにより不用額を減額させていただくものでございます。

33ページをお願いします。

目11 臨時福祉給付金支給費、節23 償還金、利子及び割引料168万3,000円の減額につきましては、平成29年度分の臨時福祉給付金、経済対策分の国庫支出金返納金で、事業費確定により減額するものでございます。

34ページをお願いいたします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目2 児童措置費、節4 共済費の493万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の臨時雇社会保険料の減額で、実績見込みによる減額でございます。節7 賃金の1,532万1,000円の減額につきましては、臨時保健師賃金1,223万8,000円、学童保育所指導員賃金308万3,000円の減額で、いずれも実績見込みによる減額でございます。節13 委託料178万7,000円の減額につきましては、備考欄記載の私立保育所運営委託で178万7,000円の減額

でございます。実績見込みによるものでございます。節20扶助費895万円の減額につきましては、児童手当の支給実績に伴う減額でございます。

35ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節13委託料360万円の減額につきましては、説明欄記載の各種予防接種委託の事業実績見込みに伴う減額でございます。

目5健康増進費、節13委託料390万円の減額につきましても、説明欄記載の各種検診委託の事業実績見込みに伴う減額でございます。

また、目6母子対策費、節13委託料180万円の減額につきましても、説明欄記載の妊婦健診委託の事業実績見込みに伴う減額でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 農林水産課の関係について御説明いたします。

18ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目4農林水産使用料、節3那智駅交流センター使用料の174万8,000円の減額につきましては、入浴施設の実績による減額でございます。

22ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節5農業次世代人材投資資金交付金補助金、節6野菜花き産地総合支援事業費補助金、節9農作物鳥獣害防止総合対策事業費補助金、次のページの節17漁業経営構造改善事業費補助金、節18海岸漂着物地域対策推進事業委託補助金につきましては、それぞれの事業費確定に伴う減額でございます。

目8災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金の217万2,000円の増額につきましては、説明欄記載の事業が激甚災害に認定されたことによる増額でございます。

25ページをお願いいたします。

款20諸収入、項4雑入、節1雑入の説明欄、下から2行目の勝浦漁港にぎわい市場施設維持協力金の減額につきましては、店舗の売り上げ及び物品販売手数料の確定による減額でございます。

36ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の376万2,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業費の確定によるものでございます。農業次世代人材投資資金交付金につきましては、当初7件分を予定しておりましたが、2件分が給付に至らず、また年度途中で1名が離農するなどしたため、300万円の減額をさせていただいております。野菜花き産地総合支援事業補助金につきましては、イチゴのパイプハウスの設置費で、事業費の減に伴う減額となっております。

目5那智駅交流センター管理費、節7賃金の144万5,000円の減額につきましては、勤務実績

による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

項2 林業費、目2 林業振興費、節8 報償費の157万円の減額につきましては、獣害捕獲実績による減額で、捕獲数は15.8%減の1,007頭でございました。節13委託料の138万4,000円の減額につきましては、説明欄記載の業務委託の入札による減額でございます。

項3 水産業費、目1 水産業総務費、節13委託料の160万8,000円の減額につきましては、実績による減額で、弁天島とおじゃ浦周辺の清掃と、以前に実施しておりました那智の浜の天満川の海岸清掃で出た、仮置きしていたがれきの処分を行っております。

目3 漁業経営構造改善事業費の1億6,219万9,000円の減額につきましては、地盤がよく、くい打ち工事が不要だったことと、監理業務委託と工事請負費の入札差金による減額でございます。

43ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、目1 町単独農林水産施設災害復旧費につきましては、財源内訳の変更でございます。

目2 林道施設災害復旧費の116万6,000円の減額につきましては、事業費確定による減額でございます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款13使用料及び手数料、項1 使用料、目5 商工使用料、節1 体育文化会館使用料179万4,000円の増額につきましては、30年度実績により増額をお願いするものでございます。

23ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2 県補助金、目5 商工費補助金、節2 観光施設整備補助金212万9,000円の減額につきましては、説明欄記載の事業費確定によるものでございます。シンボルパーク跡地擬木柵設置事業につきましては、当初予算として施設の設置等に要する費用の区分の補助率2分の1以内ということで、事業費510万円の255万円の補助を見込んでおりましたが、県の観光施設整備補助金交付要綱の変更によりその他の整備の区分の該当となり、補助率が5分の1、補助金上限額50万円となったことにより減額するものでございます。円満地公園公衆トイレ改修事業につきましては、要綱改正後も補助率2分の1でございましたので、事業費の確定による減額でございます。

24ページをお願いいたします。

款17寄附金、項1 寄附金、目2 総務費寄附金、節2 まちづくり応援基金寄附金600万1,000円の増額につきましては、ふるさと納税の寄附金増加分を計上するものでございます。

29ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節1報酬265万6,000円の減額につきましては、説明欄記載の2件の実績による減額でございます。集落支援員報酬につきましては、集落支援員1名が退職し、新たな方を採用するまで2カ月を要しましたので、その間の報酬が不用となったものでございます。地域おこし協力隊報酬につきましては、3名の1年分を計上しておりましたが、11カ月雇用が2名となったための減額でございます。節19負担金、補助及び交付金105万円の減額につきましては、説明欄記載の地域活性化対策事業補助金の執行額の確定による減額でございます。実績といたしましては、下和田区と市野々区の会館改修に対する補助でございます。

38ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節19負担金、補助及び交付金105万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の小規模事業者利子補給の実績見込みによる減額でございます。

項2観光費、目1観光総務費、節19負担金、補助及び交付金580万1,000円の減額につきましては、町観光協会補助金の確定による減額でございます。減額の要因といたしましては、人件費や各種イベントなどの事業の実績によるものでございます。

目2観光振興費、節1報酬123万6,000円の減額につきましては、国際交流員の任期開始が8月からとなったことに伴い不用額が生じたため、減額させていただくものでございます。節13委託料の323万2,000円の減額につきましては、事務事業見直しによる減額でございます。VR撮影業務委託につきましては全部見直し、SEO対策委託につきましては業務内容の見直しにより減額するものでございます。

目4体育文化会館費、節11需用費146万円の減額につきましては、説明欄記載の光熱水費の実績見込みにより減額させていただくものでございます。節15工事請負費301万4,000円の減額につきましては、説明欄記載の照明制御盤更新工事の実績により減額させていただくものでございます。

45ページをお願いいたします。

款12諸支出金、項2基金費、目5那智の滝源流水資源保全事業基金費256万円の減額と、目6まちづくり応援基金費767万2,000円の減額につきましては、ふるさと納税の返礼品代の増加に伴う積立金の減額でございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係について御説明申し上げます。

21ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項1県負担金、目1総務費負担金、補正額136万5,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分1国土調査費負担金でございます。説明欄記載、地籍

調査事業補助金の額の確定によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目9地籍調査費、補正額359万6,000円減額させていただきました。内訳につきましては、節区分13委託料でございます。説明欄記載の地籍調査測量業務委託費の額の確定による減額でございます。

39ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額121万9,000円の減額でございます。内訳につきましては、節区分13委託料でございます。説明欄記載の勝浦港線ポンプ室保守点検整備業務委託費並びに路面下空洞調査業務委託費の額の確定による減額でございます。

続きまして、目2道路新設改良費、補正額107万6,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載、道路新設改良工事費の額の確定による減額でございます。

同ページ下段をお願いいたします。

項3河川費、目2河川改良費につきましては、説明欄記載のとおり財源内訳の変更のみで、補正前の額に変更はございません。

44ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費につきましても説明欄記載のとおり、財源内訳の変更のみでございます。

続きまして、目2公共土木施設災害復旧費、補正額103万6,000円を減額させていただきました。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載、大谷川河川災害復旧工事費の事業費精算による減額でございます。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防関係について御説明申し上げます。

25ページをお願いします。

歳入でございます。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入、節区分1雑入、説明欄5行目記載の消防団員公務災害補償共済、補正額663万4,000円につきましては、補償共済額確定に伴う減額でございます。

40ページをお願いします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節区分3職員手当等、補正額197万7,000円につきましては、超勤手当の支払い額確定に伴う減額でございます。節区分19負担金、補助及び交付金、補正額184万5,000円につきましては、消防救急デジタル無線の山上基地局の雷害対策を県全体で入札を行った結果と、協議会における電気代精算により減額となったものによるものでございます。

目2 非常備消防費、節区分1 報酬、補正額234万2,000円につきましては、消防団員の年報酬及び出動手当の支払い額確定に伴う減額でございます。節区分8 報償費、補正額663万4,000円につきましては、消防団員退職報償金等の支払い額確定に伴う減額でございます。

目3 消防施設費、節区分18備品購入費、補正額169万2,000円につきましては、車両整備の支払い額確定に伴う減額でございます。

消防本部の関係は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

41ページをお願いいたします。

歳出です。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費、節1 報酬281万3,000円の減額は、指導主事と外国語指導助手の勤務実績による減額となっております。指導主事につきましては年度途中の退職、そして外国語指導助手につきましては8月からの勤務によるものでございます。

目3 教育諸費、節4 共済費150万円の減額は、臨時雇社会保険料の減額で、実績見込みによるものです。

目7 賃金200万円の減額は、学校図書館司書の実績による見込みとなっております。こちら、年度途中の退職によるものです。

42ページをお願いいたします。

項2 小学校費、目1 学校管理費513万4,000円の減額のうち節7 賃金163万6,000円の減額は、支援教員、給食調理員の勤務実績によるものです。節11 需用費154万円の減額は、小学校6校の光熱水費の実績見込みによるものです。

目2 教育振興費、節20 扶助費193万2,000円の減額は、就学援助費の実績見込みによるものです。

項3 中学校費、目1 学校管理費313万1,000円の減額のうち節7 賃金166万1,000円の減額は、支援教員の勤務実績見込みによる減額です。節11 需用費147万円の減額は、中学校4校の光熱水費の実績見込みによるものです。

目2 教育振興費、節20 扶助費127万4,000円の減額は、就学援助費の実績見込みによるものです。

43ページをお願いします。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費118万6,000円の減額は、教育相談員の実績によるものでございます。

教育委員会の関係は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 議会事務局長網野君。

○事務局長（網野宏行君） 議会費について御説明申し上げます。

28ページをお願いします。

歳出でございます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費、節9旅費104万円の減額につきましては、建設常任委員会が視察に行かなかつたためと不用額による減額でございます。

議会費については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時43分 休憩

13時29分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第4号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 報告第5号 専決処分（平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について**

○議長（中岩和子君） 日程第8、報告第5号専決処分（平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 報告第5号専決処分（平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成31年3月31日に専決処分をいたしております。

その次の1ページをお願いいたします。

平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第4号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,515万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億688万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳出におきましては一般被保険者療養給付費などの費用の確定による減額補正と、また歳入におきましては費用の確定等に伴う県支出金の特定財源の補正、また国税の決算見込みによる補正とこれら歳入歳出予算額の調整による一般会計繰入金の補正を行うものでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。

款1の国民健康保険税から款6の繰入金まで、歳入合計で補正前の額25億4,204万7,000円に補正額で3,515万8,000円を減額し、計で25億688万9,000円とするものです。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

款2の保険給付費で、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は3,515万8,000円の減額でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、国県支出金が3,750万2,000円の減額、一般財源が234万4,000円の増額となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、補正額171万6,000円の増額及び目2退職被保険者等国民健康保険税、補正額168万4,000円の減額は、説明欄記載の医療給付費分から介護納付金分まで決算見込みにより補正するものでございます。この要因といたしまして、当初予算編成時における一般及び退職被保険者数の実績との相違等によるものでございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費交付金、補正額2,748万1,000円の減額は、交付決定額の確定によるもので、節1普通交付金で3,750万2,000円の減額、節2特別交付金で1,002万1,000円の増額でございます。

目2財政対策補助金、補正額238万9,000円の増額は、重度心身障害児者医療の実施による保険者負担額の増加に伴う補助金で、金額の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額1,009万8,000円の減額は、



説明欄に記載の人件費から法定外繰入まで、それぞれの区分の決算見込み額に基づき補正するものでございます。

8ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費、補正額2,716万円の減額、目2 退職被保険者等療養給付費、補正額118万4,000円の減額、目3 一般被保険者療養費、補正額110万1,000円の減額、目4 退職被保険者等療養費、補正額6万8,000円の減額及び目5 審査手数料7万4,000円の減額は、保険者負担分の確定により減額補正させていただくものでございます。

9ページをお願いいたします。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費、補正額331万4,000円の減額及び目2 退職被保険者等高額療養費、補正額267万7,000円の減額は、費用の実績見込みによるものでございます。

項4 葬祭諸費、目1 葬祭費、補正額42万円の増額は、費用の実績見込みによるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 6ページ、保険給付費交付金の中で、普通交付金3,750万円ほどがあるわけですが、この中に例えば激変措置として国のほうが激変に対する対応ということで支援のお金を1,700億円ぐらい前にも入れているということで、ここでも一般質問のときに言ったことがあると思うんですが、そういった中からの配当分はあるんでしょうか。それをお聞きします。激変緩和措置の。

○議長（中岩和子君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） お答えいたします。

保険給付費交付金ですが、この県補助金につきましては療養給付に対する全額の県からの補助金ということになってございます。

なお、もう一点ございました、国が措置する激変緩和分の補助金等につきましては、これは市町村で受け入れるものではなく県のほうが受け入れて、その分を県のほうに対する保険者負担分ということでお支払いするという形になります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第5号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） それでは、採決を行います。

この採決は起立によって行います。

報告第5号について原案のとおり承認することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第6号 専決処分（平成30年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第9、報告第6号専決処分（平成30年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 報告第6号専決処分（平成30年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について御説明申し上げます。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成31年3月31日に専決処分をいたしております。

その次の1ページをお願いいたします。

平成30年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ374万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,329万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳出においては後期高齢者広域連合納付金額の確定による減額補正を行い、また歳入においては後期高齢者医療保険料の決算見込みによる補正と後期高齢者医療広域連合から過年度分に係る納付金の返還額があったこと等による補正、またこれら歳入歳出予算額の調整による一般会計繰入金の補正を行うものでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入です。

款1 後期高齢者医療保険料から款6 諸収入まで、歳入合計で補正前の額4億4,704万1,000円に補正額で374万8,000円を減額し、計で4億4,329万3,000円とするものです。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

款2の後期高齢者医療広域連合納付金で374万8,000円を減額し、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は374万8,000円の減額でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、一般財源374万8,000円の減額となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 後期高齢者医療保険料、補正額87万6,000円の増額は、決算見込みにより補正するものでございます。

款4 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、補正額1,407万6,000円の減額は、一般会計において受け入れる後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定による補正及び歳出において決算見込みに基づく補正を行ったこと等による財源調整を行ったものでございます。

7ページをお願いいたします。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、補正額13万9,000円は、前年度繰越金でございます。

款6 諸収入、項2 雑入、目1 雑入、補正額931万3,000円は、説明欄に記載の過年度療養費返還金で、平成29年度療養給付費負担金の精算により本町分納付金に超過が生じたため、これを後期高齢者医療広域連合より受け入れるものでございます。

8ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額374万8,000円の減額は、納付金額の確定により減額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第6号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） この採決は起立によって行います。

報告第6号について原案のとおり承認することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 報告第7号 専決処分（平成30年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第10、報告第7号専決処分（平成30年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 報告第7号について御説明申し上げます。

専決処分（平成30年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成31年3月31日に専決処分をいたしております。

1ページをお願いします。

平成30年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ480万7,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款3繰入金から款5諸収入まで、歳入合計、補正前498万7,000円、補正額18万円の減額で、計480万7,000円です。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款2奨学金貸与事業費までの歳出合計額は、歳入合計額と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正額18万円の減額で、合計480万7,000円となっています。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1奨学基金繰入金、補正額18万3,000円の減額は、貸付金が予定より少なかったことにより基金からの繰り入れが必要でなくなったことによるものです。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額23万7,000円は、前年度繰越金です。

款5諸収入、項1貸与金元金収入、目1奨学資金貸与金元金収入、補正額23万4,000円の減額は、収支調整によるものです。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節25積立金、補正額330万円は、奨学基金に積み立てを行うものです。

款2奨学金貸与事業費、項1奨学金貸与事業費、目1奨学金貸与事業費、節21貸付金、補正額348万円の減額は、貸付実績による減額です。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） この専決で減額してあるということは、借りてくれる人が少なかったということですね。もうちょっとよく話聞いて、奨学金を結構使われてみんな専門学校へ行ったり大学へ行ったりされやるんで、もっと借りやすいような形をとるか何かもうちょっと考えて、せっかくこんな制度をつくってあるんやからその辺見直しもできんもんなんかなあと、ちょっと質問します。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 奨学金の関係でございます。

昨年、予算的には継続分として高校生2人、そして大学生4人、新しく新規分として高校、大学それぞれ5人ずつの貸与を予定しておりました。実際のところでは、継続分で高校生2人、大学生3人、それと新規分で高校生1人、大学生はゼロというような状況でございませ

た。継続分の方で、特に大学生、4人、再度申請いただいたんですが、所得要件の関係で、1名、所得要件に合わない方もいらしたということで減っているところがございます。制度のあり方については、議員申されますように教育委員会内でも検討しているところがございます。ただ、なかなか給付型というような形には持っていきにくいところが現状でございます。その辺、また検討を重ねていきたいと思っておりますので、どうか御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第7号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 報告第8号 専決処分（平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第11、報告第8号専決処分（平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 報告第8号について御説明申し上げます。

報告第8号専決処分（平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号））した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけております。

平成31年3月31日に専決処分をさせていただきました。

次の1ページをお願いいたします。

平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,768万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,288万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳出においては保険給付費等の給付実績による減額補正とそれに伴う準備基金への積み立て、歳入におきましては給付費等の減額による国庫支出金等の特定財源の減額及び町法定負担分の一般会計繰入金の減額及びその他一般会計繰入金の減額となっております。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款3国庫支出金から款7繰入金まで、歳入合計、補正前の額21億4,057万円、補正額6,768万1,000円の減額で、計20億7,288万9,000円とするものでございます。

次の3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款3地域支援事業費の歳出合計は、補正前の額、補正額、合計額ともに歳入と同額で、歳出合計20億7,288万9,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正額6,768万1,000円の減額で、合計20億7,288万9,000円でございます。

歳出の財源内訳といたしまして、国庫支出金1,304万6,000円、その他3,028万5,000円、一般財源2,435万円の減額でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1介護給付費負担金675万9,000円の減額につきましては、保険給付費の法定の負担分でございます。実績見込みによる負担金の確定による減でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1介護給付費交付金3,028万5,000円の減額につきましては、説明欄記載の社会保険支払基金交付金で、給付費の実績見込みによる交付金の額の確定による減額でございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節1介護給付費負担金628万7,000円の減額につきましては、国費に連動する保険給付費の実績見込みによる県負担金の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1介護給付費繰入金1,435万円の減額につきましては、市町村の法定負担分で給付費実績見込みにより減額するものでございます。節2その他一般会計繰入金1,000万円の減額につきましては、介護保険事務関係経費に係るもので、実績見込みによる減額でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節25 積立金3,000万円の増額につきましては、介護保険給付実績見込みに伴うものでございます。介護給付実績が想定より少なくおさまったことなどによりまして生じた余剰金を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

項3 認定調査費、目1 認定調査費、節7 賃金130万円の減額につきましては、説明欄記載の介護訪問調査臨時職員賃金の支給実績見込みによる不用額の減額でございます。

次の9ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項1 保険給付費、目1 居宅介護サービス給付費、節19 負担金、補助及び交付金3,314万4,000円の減額につきましては、説明欄記載の居宅介護サービス給付費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費、地域密着型介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費の実績に伴う減額でございます。

目2 施設介護サービス給付費、節19 負担金、補助及び交付金4,656万7,000円の減額につきましては、説明欄記載の特定入所者介護サービス費及び施設介護サービス給付費の実績に伴う減額でございます。

10ページをお願いいたします。

項2 高額介護サービス費、目1 高額居宅介護サービス費、節19 負担金、補助及び交付金、高額居宅介護サービス費341万円、目2 高額施設介護サービス費、節19 負担金、補助及び交付金、高額施設介護サービス費120万円の減額につきましては、給付実績見込みによる減額でございます。

款3 地域支援事業費、項2 介護予防・日常生活支援総合事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費、節19 負担金、補助及び交付金610万円の減額につきましても、説明欄記載の訪問型サービス費460万円及び介護予防ケアマネジメント費150万円の給付実績見込みによる減額でございます。

11ページをお願いいたします。

項3 包括的支援等事業費、目1 包括的支援等事業費、節13 委託料、説明欄記載の地域自立生活支援事業委託413万円の減額につきましては、給付実績見込みによる減額でございます。節19 負担金、補助及び交付金、説明欄記載の町社会福祉協議会補助金につきましては、地域包括支援センター事業にかかわる派遣職員に対する人件費でございます。減額の主な要因は、派遣職員の育児休業によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第8号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） この採決は起立によって行います。

報告第8号について原案のとおり承認することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 報告第9号 専決処分（平成30年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第12、報告第9号専決処分（平成30年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 報告第9号専決処分（平成30年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第2号））した事件の承認について御説明いたします。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成31年3月31日、専決処分をしております。

次のページをお願いいたします。

平成30年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,424万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

歳入合計の補正前の額2,274万6,000円に補正額150万円を追加し、2,424万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

歳出合計は補正前の額、補正額、計の額とも歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入、5ページの歳出、それぞれ補正前の額2,274万6,000円、補正額150万円、計2,424万6,000円でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料、節1 市場施設使用料の150万円につきましては、3月末までの水揚げ高を36億9,950万4,000円と見込みまして、この0.3%の手数料と和歌山県信用漁業協同組合連合会に対する事務所の使用料30万円を合計いたしまして1,139万9,000円の見込みとしております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費、節25積立金につきましては、歳入見込み額から算出いたしまして150万円を増額し、803万4,000円とするものでございます。これによりまして、基金残高は3月末で3,228万6,223円となる見込みでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第9号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 報告第10号 専決処分（平成30年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算

(第3号)) した事件の承認について

○議長(中岩和子君) 日程第13、報告第10号専決処分(平成30年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第3号))した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長(下 康之君) 報告第10号について御説明を申し上げます。

専決処分(平成30年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第3号))した事件の承認について。

次のページに専決処分書をつけさせていただいております。

平成31年3月31日に専決処分をしております。

次の1ページをお願いいたします。

平成30年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第3号)。

第1条、平成30年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、収入につきましては、第1款病院事業収益、既決予定額22億4,574万8,000円から補正予定額1,437万1,000円を減額し、22億3,137万7,000円とするものです。内訳につきましては、第2項医業外収益、既決予定額3億1,232万6,000円から補正予定額1,437万1,000円を減額し、計2億9,795万5,000円とするものです。

支出につきましては、第1款病院事業費用、既決予定額25億5,945万1,000円から補正予定額583万1,000円を減額し、25億5,362万円とするものです。内訳につきましては、第1項医業費用、既決予定額21億2,889万9,000円から補正予定額4,204万8,000円を減額し、20億8,685万1,000円とするものです。第3項特別損失、既決予定額3億4,563万8,000円に補正予定額3,621万7,000円を増額し、3億8,185万5,000円とするものです。

第3条は、予算第4条中、資本的収入が資本的支出に対して不足する額を2,340万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、収入につきましては、第1款資本的収入、既決予定額6,763万4,000円から補正予定額1,301万2,000円を減額し、5,462万2,000円とするものです。内訳につきましては、第1項企業債、既決予定額3,000万円から補正予定額530万円を減額し、計2,470万円とするものです。第2項負担金、既決予定額3,657万2,000円から補正予定額771万2,000円を減額し、2,886万円とするものです。

支出につきましては、第1款資本的支出、既決予定額9,334万8,000円から補正予定額1,532万円を減額し、7,802万8,000円とするものです。内訳につきましては、第1項建設改良費、既決予定額6,896万円から補正予定額1,532万円を減額し、5,364万円とするものです。

平成31年3月31日付、町長名です。

2ページをお願いいたします。

2ページは予算に関する説明書です。内容につきましては、1ページの説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

実施計画明細書です。

収益的収入及び支出の収入ですが、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金、補正予定額5,186万8,000円の減額と、目3負担金及び交付金、補正予定額3,736万7,000円の増額につきましては、一般会計からの繰入金項目のうち他会計負担金として受け入れるべき繰入金を当初予算において他会計補助金に計上していたため、事業費確定とあわせて他会計補助金で減額、負担金及び交付金で増額するものです。

目8補助金、補正予定額13万円の増額につきましては、医師臨床研修費補助金の受け入れによるものです。

支出ですが、款1病院事業費用、項1医業費用、目5減価償却費、既決予定額7,433万3,000円から補正予定額4,204万8,000円を減額し、3,228万5,000円とするものです。次の款1病院事業費用、項3特別損失、目2固定資産除却費は、既決予定額3億3,763万8,000円に補正予定額3,621万7,000円を増額し、3億7,385万5,000円とするものです。減価償却費と固定資産除却費についてですが、平成30年度において新病院への移転に伴い、旧病院の建物、構築物、土地については一般会計へ移管し、旧病院から新病院へ移設しない医療機器等の機械備品については廃棄等、固定資産の処分を行っております。これら処分対象の固定資産に係る減価償却費を当初予算において計上していたこと、また当初想定していた固定資産の移設、処分に差異が生じたことから減価償却費を減額し、固定資産除却費を増額するものです。

4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入です。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、補正予定額530万円の減額と、項2負担金、目1他会計負担金、補正予定額771万2,000円の減額につきましては、建設改良事業費の確定によるものです。

支出ですが、款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良費、既決予定額6,606万3,000円から補正予定額1,532万円を減額するものです。内訳ですが、節1工事請負費500万円の減額につきましては、平成30年度において病院施設維持に係る補修工事がなかったことによる減額です。節2備品費1,032万円の減額につきましては、医療機器の故障等に備えて予算化しておりましたが故障等がなく、予算執行による減額です。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第10号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 報告第11号 平成30年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（中岩和子君） 日程第14、報告第11号平成30年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 報告第11号平成30年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

平成30年度那智勝浦町一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

こちらにつきましては、平成30年度予算に計上している事業のうち、令和元年度に繰越明許させていただきました事業に係るもので、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額とその財源内訳を記載してございます。

款2総務費の書庫兼防災倉庫新築事業から款10災害復旧費の下里中学校駐輪場災害復旧事業まで14件の事業で合計金額3億3,203万6,000円、うち翌年度繰越額は1億8,989万7,000円で、財源内訳は既収入特定財源がゼロ、未収入特定財源は国県支出金4,098万4,000円、地方債4,450万円、その他5,480万8,000円で、一般財源は4,960万5,000円となっております。

以上、地方自治法施行令の規定により議会へ報告するものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

以上で報告第11号についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第40号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第15、議案第40号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） 議案第40号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

今回の税条例の改正につきましては、ふるさと納税の健全な発展に向けた制度の見直しがされる地方税法等の改正にあわせて那智勝浦町税条例を改正するものです。

改正の資料について、関係資料及び新旧対照表をお配りさせていただいております。説明はそちらの資料のほうでさせていただきますので、よろしく願いいたします。

関係資料の1ページをお願いいたします。

那智勝浦町税条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、条例の改正内容を記載してございます。資料中、線で囲んだ枠内は主な内容を説明したものでございます。

第34条の7は、寄附金税額控除について定めたもので、法律改正にあわせてふるさと納税（特例控除）の対象となる寄附金は、地方税法第314条の7第2項で定める特例控除対象寄附金とするものです。

地方税法第314条の7第2項の要約を、次の枠内に記載しております。

特例控除対象寄附金とは、都道府県等（都道府県、市町村または特別区）に対する寄附金であって、都道府県等による寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

1、返礼品等の調達に要する費用の額が寄附金の額の100分の30に相当する金額以下であること。

2、返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品、または提供される役務その他これらに類するものであって、総務大臣が定める基準に適合するものであることとございます。

次の附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例について、法律改正にあわせて規定の整備を行うものです。

附則第9条は、ふるさと納税ワンストップ特例制度について規定したもので、個人の町民税に係る寄附金控除額に係る申告の特例等について、法律改正にあわせて申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備を行うものです。

附則第9条の2は、ふるさと納税ワンストップ特例制度における申告特例控除額について規定したもので、法律改正にあわせて特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに申告特例控除額の適用があるものとするものです。

以下、附則第1条で、施行期日を令和元年6月1日と定めてございます。

説明は以上でございます。よろしく御承認のほどをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第40号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第41号 那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第16、議案第41号那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第41号那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の規定に準じ、自然災害により死亡した遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により著しい障害を受けた町民への災害

障害見舞金の支給並びに被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行うものでございます。

次のページに条例の改正をつけております。

資料といたしまして、新旧対照表と関係資料を添付しています。

関係資料をお願いいたします。

今回の条例の改正につきましては、災害援護資金の貸し付けについての改正でございます。被災者支援の充実を図るため、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が一部改正されたことから、本町におきましても条例の一部を改正するものでございます。

まず、2の上位法である国の法律及び施行令の改正内容でございます。

(1)の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正では、貸付利率について、据置期間経過後は延滞の場合を除き「年3%」とされていましたが、「年3%以内で市町村が条例で定める率」とするものとされました。

2番目、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正では、保証人の要件が緩和され、保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸し付けを受けられるよう、災害援護資金の貸付条件の一つである保証人の規定が削除されました。また、償還方法に月賦償還が追加され、償還方法の拡充が図られました。これらの改正を受けまして、今回の本町の条例改正では、保証人の要件緩和、貸付利率の変更及び償還方法の拡充を図るものとなっております。

保証人の要件緩和は、被災等により保証人を立てられない被災者も災害援護資金の貸し付けを受けられるよう保証人の必置義務をなくします。

貸付利率の変更につきましては、被災者支援の拡充を図るため、東日本大震災時の特例を参考に、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間経過後は延滞の場合を除き、年3%以内の規則で定める率といたします。

なお、規則で定める率といたしますのは、今後の災害発生時にその時点での公的貸付制度を参考に利率の改正を行い、速やかに被災者への貸し付けができるよう定めるものでございます。償還方法の拡充としては、年賦償還及び半年賦償還の方法によることとしている償還方法に月賦償還を追加いたします。

続きまして、条例の改正について御説明いたします。

新旧対照表をお願いいたします。

第14条では、災害援護資金の貸付利率を規定しています。貸付利率につきましては、据置期間経過後は延滞の場合を除き、年3%とされていますが、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間経過後は延滞の場合を除き、年3%以内の規則で定める率と改正するものでございます。

第15条第1項は、償還方法に月賦償還を追加するものでございます。第3項につきましては、上位法である施行令の一部改正により保証人の規定が削除されたことによる引用条項の整備でございます。



なお、施行期日は公布の日から施行するものとし、経過措置といたしまして、この条例による改正後の那智勝浦町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同時前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものとするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第41号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第42号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第17、議案第42号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第42号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

条例の改正とともに、資料といたしまして新旧対照表と関係資料を添付しております。

関係資料のほうをお願いいたします。

この条例は、認定こども園や保育所等のほかにゼロ歳から2歳児の保育の受け皿として公的

給付の対象とするため、平成26年9月22日に児童福祉法第34条の16第1項を根拠法令として制定されたものでございます。

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき、定員19名以下のゼロ歳から2歳児を預かる家庭的保育事業等を行うための保育室の床面積や給食施設等の整備、職員の資格要件や設備等について基準を定めております。

今回の改正は、国の基準が改正されたことから、本町におきましても条例の一部を改正するものでございます。

なお、現在、本町に家庭的保育事業等はございません。

まず、2の国の基準の改正内容について御説明いたします。

1、連係先保育所等の基準緩和でございます。

家庭的保育事業等については、居宅訪問型保育事業を除く事業については保育の内容の支援、代替保育の提供、卒園後の受け皿について、保育所や幼稚園及び認定こども園との連携協力を義務づけております。アは、その中の職員の病気、休暇等により保育できない場合の代替保育の提供について、条件を満たせば保育所等以外の小規模保育事業A型、B型事業者及び小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者との連携を可能とするものです。

次のページをお願いいたします。

イ、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の基準緩和でございます。

卒園後も、必要な教育及び保育が提供される保育所等を確保しなければならないとされていますが、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認める場合、利用定員が20名以上の企業指導型保育事業施設や地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設と連携してもよいというものでございます。また、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所は、市町村が適当と認める場合は連携施設の確保は不要とするものです。

ウ、連携施設を確保しないことができる期間の延長です。

連携施設の確保が著しく困難で、必要な支援を行うことができると市町村が認める場合は、5年間、連携施設を確保しないことができるとされていますが、その経過措置の期間をさらに5年延長し、10年とするものでございます。

2、食事の搬入を行う相手先の基準緩和でございます。

食事の提供は、家庭的保育事業所内で調理しなければならないとなっていますが、条件を満たす施設で調理し、運搬することは可能でございます。家庭的保育者の居宅で保育を行う場合、記載の要件を満たせば可能とするものでございます。

3、自園調理により行う体制確保の猶予につきましては、家庭的保育事業者の自園調理について必要な体制を確保しなければならないという努力義務を課すとともに、経過措置として10年の猶予を規定するものです。

以上が国の改正でございます。この改正を受けまして、本町の条例につきましても同様の改正を行うものでございます。

条例の改正につきましては、新旧対照表をお願いいたします。

第6条は、保育所等の連携等について規定されており、第2項と第3項では代替保育の基準緩和について規定しています。

次のページをお願いします。

第4項、第5項につきましては、卒園後の受け皿の確保の要件緩和について記載したものでございます。

続きまして、第16条の改正では、食事の搬入を行う相手先の基準緩和を記載したものでございます。

次のページをお願いします。

第37条は、改正による条文の整備でございます。

第45条は、連携施設に関する特例を定めており、3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所は町長が適当と認める場合、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

次の制定附則の改正につきましては、第1条及び第2条第1項につきましては、改正による条文の語句の整備でございます。

次のページをお願いします。

第2条第2項は、家庭的保育事業者の自園調理による必要な体制の確保の猶予を定めるものです。

続いて、第3条では、連携施設に関する経過措置を規定しており、条文の整備と経過措置の期間延長を改正するものでございます。

施行期日といたしましては、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 2点ほど。

1つ目は、これは国の条例なので改定せざるを得ないのかという問題ですね。例えば、先ほど、本町に該当する事例はありませんということで報告されたんですが、それでも改定をしなければならないのか、それがまず第1点です。

2つ目は、関係資料のほう、2番目の国の基準の改正内容の中に、A型、B型とあるんですが、特にB型についてはこういうのが本町に対応するところがあるのかどうか。その2点を取りあえず質問したいと思います。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 2点の質問についてでございます。

まず、1点目の国の基準が改正されたことにより、本町に該当する施設がないにもかかわらず条例のほうを改正しなければならないのかという御質問でございます。

その点につきましては、本町の条例は国の基準に基づいて作成されたものでありまして、今後このような施設ができましたときに国の法律のほうとそごが生じてまいりますので、今回改正をお願いするものでございます。

2点目の小規模保育事業B型でございますが、こちらのほうも本町には事業所はございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本議員。

○10番（津本・光君） ということは、そうすれば、もし本町にこういうことが該当する事例が出た場合はこれに基づいてされるということになるわけですけども、これは各地方によってかなり実情が違いますよね。そういう場合には新たに改正の余地はあるんでしょうか。それをお伺いします。改正検討の余地はあるのか。

○議長（中岩和子君） 国の法律やさかね。

[10番津本・光君「ただ、地域の特例はそういった事情を全く無視をしてということにはなるんですか、そこがちょっと気になるんです」と呼ぶ]

条例の改正なので、国のほうからの条例が変わってきたことによってうちのほうの条例を改正するという事なので、その他のことはまたあれだと思いますけど。よろしいですか。

[10番津本・光君「はい」と呼ぶ]

ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 今はもう該当する事業所はないというんですけど、A型とB型と書いてあって、この中に事業所の従業員とかをやるのはここにA型と書かれてるんやけど、こっちの中で事業所内保育、定員1名以上、例えば医療センターの保育所とかというのもこの形になってくるん。例えば、うちの病院らでも看護師不足で保育所をつくりましょうかというたらどんな形になっていくんですか。

○議長（中岩和子君） 病院に対してお聞きになるんですか。

[12番東 信介君「違います、だからどういう例がA型なんかということ。A型、B型の違いを聞きたい。例えば医療センターの中にある保育所ならA型に入るのかって、解釈したらいいんかって」と呼ぶ]

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） どのような形態の保育の事業所が対象になるか、小規模保育事業になるのかということでございます。

済みません、詳しいことについては事例がないことからお答えすることできませんが、先ほどおっしゃっていただきました病院の中での保育所ということになりますと、定員が6人から19人で場所は指定なし、小規模保育事業に基準が満たせば該当するような形となります。た

だ、基準を満たし、町のほうに申請していただきましても、町のほうの子ども・子育て支援の計画の中でその事業所が必要であるかどうかというのも協議いたしまして認めていくというようなものになっております。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

10番津本君。

反対討論ですか。

○10番（津本・光君） 反対。

今回のこの一部改正ですが、中身を見てみましたら非常に基準緩和が多く見られて、保育の質の低下が非常に気になります。先日も、園庭がない保育所で外へ散歩に出かけたときにああいう事故が起こっています。大変な事態です。だから、園庭あるないは非常に大きな問題になってきますし、しかもこれ、ゼロ歳から2歳のところに保育者の居宅、保育資格を持っているのかとかということも含めてこういった基準が明確になっていません。しかも、小規模保育事業となってくると6人から19人。そうしたら、このときに保育士をどのぐらい確保するんだと。これで下のほうを見ましたら、ゼロ歳から2歳まで、定員6人以上で19人、このとき保育士の配置基準はプラス1人ですよね。そういった状況の中で、本当にこれで賄えるのかどうかということが非常に気になります。そして、いろんな点で整備ができなければ5年から10年に延長する。こういった内容が書かれておりますので、僕はこういったことは保育の質の低下につながっていくと思いますので、本町にあるなしにかかわらず、こういったことは本当に保育の質の低下を招き、今、全国的にいろんな問題になっていることが当町においても起こらないとは限りませんので、この提案については、条例の改正案については反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 原案に反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第42号について原案のとおり可決することに賛成の方は御起立ください。

〔賛成者起立〕

○議長（中岩和子君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開15時です。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時49分 休憩

15時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第43号 那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第18、議案第43号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第43号那智勝浦町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、児童福祉法に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が改正され、本町におきましても所要の改正を行うものでございます。

次のページに改正する条例を記載しています。

資料といたしまして新旧対照表を添付しています。

説明は新旧対照表でいたしますので、そちらをお願いいたします。

第10条第3項では、放課後児童支援員の資格要件を定めており、保育士の資格を有するなど、各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬとされています。

今回の改正につきましては、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針において、放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限については、平成31年度から地方自治法第252条の19第1項の指定都市、いわゆる人口50万以上の政令指定都市の長も実施できることとなり、省令が改正されたことから、本町におきましても指定都市の長が行う研修について認めるものでございます。

施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第43号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第44号 那智勝浦町森林環境譲与税基金設置条例

○議長（中岩和子君） 日程第19、議案第44号那智勝浦町森林環境譲与税基金設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 議案第44号について御説明いたします。

〔議案第44号朗読〕

次のページをお願いいたします。

この基金は、令和元年9月より譲与が開始されます森林環境譲与税を積み立てるものでございます。森林環境譲与税は、住民税均等割に賦課されることとなる森林環境税を財源といたしまして、その10分の9が市町村に配分されます。配分の方法は、市町村譲与額のうち10分の5を人工林等の面積で、10分の2を林業就業者数で、10分の3を人口割で配分することとしております。その用途につきましては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発活動等の森林整備及びその促進に関することに限定されており、基本的には所有者不明や経営の意向のない森林を町が整備、管理するものでございます。

この基金につきましても、第1条に間伐や人材育成、担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発活動等の森林整備及びその促進に関する財源に充てるため設置するものとしております。

第2条第1項で、基金の原資は森林環境譲与税をもって充てるとしております。2項以下の各条文につきましては、積み立て、管理、運用益金の処理、処分について、他の基金設置条例

と同様の条文となつてございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年6月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第44号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20 議案第45号 那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第20、議案第45号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 議案第45号那智勝浦町火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

〔議案第45号朗読〕

次ページをお願いいたします。

不正競争防止法等の一部を改正する法律と住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

関係資料といたしまして、新旧対照表を添付させていただいております。そちらをお願いいたします。

第16条につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律におきまして、「工業標準化法」が「産業標準化法」に、「日本工業規格」が「日本産業規格」にそれぞれ改められたこ



とに伴い改正するものです。

次に、第29条の5第1号につきましては、作動時間が60秒以内は、現行の規格省令におきまして種別が1種となっており、現行の規格省令に合わせるために改正するものです。

最後に、同条第6号につきましては、平成30年6月1日施行の消防法施行規則等の一部を改正する省令により、民泊住居部分300平方メートル未満の民泊施設では、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで自動火災報知設備の設置を免除することが可能となっています。ただ、住宅用防災警報器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令で、自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器の設置免除規定はあるものの、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器の設置免除規定がないことから、設置免除が可能である旨を追加するために改正を行うものです。

なお、現行は火災予防条例による消防長の特例措置により、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで住宅用防災警報器の設置免除を可能としており、本改正による実質的な運用変更は生じません。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第45号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第46号 損害賠償の額の決定について

○議長（中岩和子君） 日程第21、議案第46号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第46号について御説明申し上げます。

〔議案第46号朗読〕

平成29年10月22日夜の初めごろ、大字朝日2丁目239番地先におきまして、前線と台風21号による集中豪雨に起因する町道朝日10号線内暗渠排水路の破損のため、大規模な路面地下空洞化に伴う道路陥没が発生いたしました。これによりまして、隣接する食品製造販売店舗への来客に不便が生じ、営業上の損害が発生したとの主張が同販売事業者からございました。町顧問弁護士に相談しましたところ、陥没による通行障害のため営業に支障を与えたことによる損害については、合理的に解明し得る部分の補填に応じるものとの判断がなされました。示談交渉の結果、本年4月9日に町顧問弁護士が算出いたしました賠償額45万円で合意に至りましたので、今回、損害賠償額の決定について議決をお願いするものでございます。

なお、賠償金額の算出につきましては、営業に支障を来した期間、平成29年10月から12月までの売り上げと前年の同期間の売上額との差額に、過去に申告されています年間の売り上げから分析されました利益率を乗じた額となっております。

説明は以上でございます。今後も、定期的に陥没等のおそれがある路線の路面下空洞調査を行うなど道路管理に努めてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第46号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第47号 令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第22、議案第47号令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第47号令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,793万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億8,973万3,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正をお願いしております。

第3条につきましては、改元に伴い会計年度の名称を今年度全体を通じて令和元年度と統一する旨を規定してございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款2の地方譲与税から款22の町債まで、歳入合計で補正前の額80億3,180万円に補正額で1億5,793万3,000円を追加し、計で81億8,973万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の総務費から款8の消防費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。

起債の目的欄、過疎対策事業を補正し、計の改正前の限度額10億7,104万7,000円に410万円を追加し、補正後の限度額を10億7,514万7,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の6ページの歳出について、それぞれ1億5,793万3,000円の増額をお願いしてございます。

6ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金4,755万5,000円、地方債410万円、その他8,000万円、一般財源は2,627万8,000円となっております。

7ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係でございます。

中段の款11地方交付税、目1地方交付税、補正額1,727万8,000円を追加し、計は28億7,727万8,000円となっております。

10ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目1総務債、節区分1過疎対策事業債370万円は、町営バス購入事業に目4農林水産業債、節区分1過疎対策事業債40万円は、茶業用蒸気ボイラー改修事業について補正をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費で116万1,000円の増額補正をお願いしてございます。節区分12役務費で80万5,000円につきましては、説明欄記載の浄化槽清掃手数料で、旧町立温泉病院の浄化槽廃止に伴う清掃手数料でございます。病院の移転後、引き続き天満保育園の建てかえに伴う仮園舎として一部を使用しておりましたが、新園舎の完成により引き上げられましたので、浄化槽を清掃するものでございます。節区分13委託料35万6,000円につきましては、説明欄記載の低濃度PCB含有調査業務委託に係るもので、旧グリーンピア南紀にあるホテル棟などの施設について、太地町と合同で調査業務を行うものでございます。

続きまして、目10町営バス運行費で905万円の増額補正をお願いしてございます。町営バスの新規路線として、勝浦線及び宇久井線の運行を開始するに当たりまして必要となる費用をお願いするものでございます。新規路線につきましては、4月25日に開催しました地域公共交通会議におきまして承認され、10月の運行を目指して事務を進めているところでございます。節区分11需用費159万円のうち、説明欄記載の消耗品費106万円につきましては、停留所標識作成に係る費用で、新設25本、張りかえ6本分を予定しております。燃料費53万円につきましては、10月からの半年分のガソリン代を見込んでございます。節区分12役務費14万1,000円のうち、説明欄記載の手数料5万8,000円につきましては車両購入に係る手数料で、自動車登録手数料及び自動車リサイクル料、保険料8万3,000円につきましては、同じく自動車損害共済及び自賠責保険でございます。節区分13委託料390万円につきましては、説明欄記載のバスラッピング施工業務委託として40万円、町営バス運行業務委託として10月から半年分、350万円をお願いしてございます。節区分18備品購入費335万円につきましては、車両1台の購入費用でございます。10人乗りのモデルの購入を予定しておりまして、購入車両を色川線に回し、色川線で使用している14人乗りを新路線で使用したいと考えているところでございます。節区分27公課費6万9,000円につきましては、車両購入に係る自動車重量税でございます。なお、勝浦線と宇久井線の両路線を、同事業者により時刻表の調整で車両1台で運行する予定としてございます。

16ページには、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

下段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節8低所得者保険料軽減負担金887万7,000円の増額につきましては、報告第3号専決処分（那智勝浦町介護保険条例の一部を改正する条例）におきまして御承認いただきました低所得者の保険料の軽減強化に伴う第1号被保険者の保険料の軽減分の国の負担分を受け入れるものでございます。国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合となっております。

次のページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2地域子ども・子育て支援事業費補助金、説明欄記載の一時預かり事業14万5,000円の増額につきましては、今年度のゴールデンウィークが10連休となり、保育所では初日の土曜日を除き9連休となりましたことから、4月30日、5月1日、2日の3日間、町内の公立保育所を1カ所開所し、保育の必要な子供さんを預かり、また町内私立保育園2園に同様の対応をお願いいたしましたことから、一時預かり事業といたしまして国からの補助金を受け入れるものでございます。補助率は国3分の1、県3分の1、町3分の1でございます。節5プレミアム付商品券補助金、補正額3,131万4,000円でございます。

添付しております福祉課資料をお願いいたします。

10月に予定されています消費税率の引き上げに際し、所得の少ない方やゼロから2歳児の小さな乳幼児のいる子育て世帯に対し、税率引き上げ後に生じる負担増などによる消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的としてプレミアム付商品券を販売するための補助金でございます。購入対象者は、今年度住民税非課税者、3歳未満の子が属する世帯の世帯主となっております。制度の概要といたしまして、購入限度額は販売額2万円の額面額2万5,000円、割引率20%、使用可能期間は10月から3月までの市町村が定める期間、取扱店舗は町内の店舗を幅広く対象とし、公募するものでございます。事業費及び事務費につきましては、全額国庫補助でございます。

議案第47号の8ページにお戻りください。

事務費補助金といたしまして1,131万4,000円、事業補助金といたしまして額面額と購入額の差額分2,000万円を受け入れるものでございます。

次に、款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節9低所得者保険料軽減負担金443万8,000円の増額につきましては、国庫負担金と関連した同様の内容の県の負担金でございます。負担率は4分の1でございます。

9ページをお願いいたします。

項2県補助金、目2民生費補助金、節11地域子ども・子育て支援事業費補助金14万5,000円の増額につきましては、国費に連動します同様の内容の県の補助金を受け入れるものでございます。補助率は3分の1でございます。

一番下の段、款21諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入、補正額8,000万円につきましては、説明欄記載のとおりプレミアム付商品券販売収入として商品券の売上料を計上するものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節28繰出金1,775万5,000円の増額につきましては、低所得者の保険料の軽減強化に伴う第1号被保険者の保険料の軽減分を介護保険事業費特別会計へ繰り出すものでございます。

目12プレミアム付商品券事業費、補正額1億1,131万4,000円につきましては、歳入で説明いたしましたプレミアム付商品券事業を行うための事業費でございます。節3職員手当等44万8,000円につきましては、担当職員の超勤手当でございます。節4共済費15万8,000円及び節7賃金107万1,000円につきましては、事業実施のための事務補助として臨時職員を6月から12月までの7カ月間雇用するための人件費でございます。節11需用費399万2,000円につきましては、説明欄記載の消耗品費41万6,000円、複製防止を施した商品券印刷代など印刷製本費357万6,000円でございます。節12役務費213万3,000円につきましては、申請書等送付などの通信運搬費として141万3,000円、また手数料といたしまして店舗が商品券を金融機関で換金するための手数料72万円でございます。次に、節13委託料351万2,000円、説明欄記載の販売委託料129万8,000円につきましては、商品券の販売を対象者の方の利便性を鑑み、町内の郵便局さんのほうに委託するものでございます。その下のシステム委託料221万4,000円につきましては、事業実施に係るシステムを導入するための委託料でございます。節19負担金、補助及び交付金1億円、説明欄記載のプレミアム付商品券事業負担金につきましては、町内店舗に支払う負担金でございます。

13ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2児童措置費、節14使用料及び賃借料、補正額31万6,000円につきましては、説明欄記載の自動体外式除細動器借上料につきましては、町立保育所6園、学童保育所4園に設置いたしますAEDの借上料でございます。今回、パッドとバッテリーが交換時期となったため確認いたしましたところ、耐用年数が経過していましたことから更新するものでございます。リース契約を予定しております。節19負担金、補助及び交付金、説明欄記載の一時預かり事業交付金29万4,000円の増額につきましては、大型連休中に対応していただきました私立保育園2園に一時預かり事業として交付するものでございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 農林水産課の関係について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款2地方譲与税、項3森林環境譲与税、目1森林環境譲与税の900万円につきましては、9月からの半年分の譲与税を見込んでございます。

9ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節18海外漂着物地域対策推進事業委託補助金120万円につきましては、事業費の10分の8を受け入れるものでございます。節19山の恵み活用事業補助金91万6,000円につきましては、色川茶業組合の実施する蒸気ボイラー改修事業の事業費275万円の3分の1を受け入れるものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節19負担金、補助及び交付金の137万5,000円につきましては、先ほど歳入でも触れましたが、色川茶業組合の蒸気ボイラー改修事業に対するものでございます。現在使用している蒸気ボイラーは導入から32年が経過しており、現状、蒸気を発生させる圧力容器の経年劣化が著しく、高圧力での稼働はできないことから良質な状態のものに生成するのが困難な状況で、温度管理を初め効率的な生産ができていない状態となっております。新たに導入予定のボイラーは、電子制御装置を備え、温度管理等が全てでき、作業効率の改善、生産量の向上が見込めます。より多くの方に色川茶の提供を行い、色川茶の生産販売により町の林業振興に寄与するという観点から機材導入の補助をお願いしたいとの要望があり、また県補助金の申請可能枠も確認できましたので、今回補正をお願いするものでございます。事業費275万円に対して、県3分の1に町6分の1を上乗せし、137万5,000円を補助するものでございます。

次に、目3森林環境整備費、節13委託料の500万円につきましては、森林の経営管理の意向調査を実施する準備を業務委託するものでございます。具体的には、森林の現況把握、意向調査の優先順位の選定、所有者リストの作成などを行い、翌年度以降に予定しております森林所有者への経営管理意向調査の準備を行うものでございます。節25積立金の400万円につきましては、森林環境整備費の財源であります森林環境譲与税の残額を積み立てするものでございます。

14ページをお願いいたします。

項3水産業費、目1水産業総務費、節11需用費の250万円につきましては、シーハウス熊野灘の修繕費用でございます。4月後半に水道の漏水が発見され、調査したところ、シャワーへの配管が破損していることがわかり、これらを修繕するとともに老朽化したボイラーを取りかえるものでございます。

農林水産課関係資料の1枚目をごらんください。

緑の線が既存の配管部分で、ボイラーから建物までは塩ビパイプにやりかえを行っていましたが、今回、建物内へ埋め込まれている鉄管が腐食しており、漏水の原因となっております。これを露出の塩ビパイプに切りかえ、赤の線で新設を考えてございます。現在のシャワーの前に露出で配管し、その手前に壁をつくり、シャワー設備を移設いたします。そして、手洗いに通じている配管も露出でつなぎます。また、ボイラーの老朽化が著しく、燃焼効率が悪く、計器類も壊れて修理不能となっておりますので、これを交換したいと考えてございます。

議案書に戻っていただきまして、次に節13委託料の150万円につきましては海岸漂着物回収処理事業委託で、海岸の流木等の処理を重点区域において実施するもので、前年度に引き続きお願いするものでございます。補助金の内示がございましたので、今回補正をお願いするものでございます。

次に、目2水産振興費、節19負担金、補助及び交付金の135万7,000円につきましては、宇久井漁協と和歌山東漁協浦神支所に対するものでございます。

農林水産関係資料の2枚目をごらんください。

一番上は宇久井漁協の荷捌場で、写真の階段右手前付近に壁を設けまして、それに水道を配管し、手洗い場を設置するものでございます。事業費150万円の3分の1の50万円を補助するものでございます。

2番目は、同じく宇久井漁協の選別台を現在の木製からFRPの土台にアルミ製の選別台を乗せたものに変更するもので、事業費187万5,000円の3分の1の62万5,000円を補助するものでございます。宇久井漁協では、現在、優良衛生管理市場認定に向け、事業を行っており、今回、自主財源も確保できたことから、早急にこの事業を行いたいとの要望を受けたものでございます。

一番下は、和歌山東漁協浦神支所の船揚げ場のトロの取りかえでございます。写真の奥側、2本の船を載せる横の線の部分、この部分が老朽化が著しく、鉄板部分がかなりさびてございます。そしてまた、穴が発見され危険な状態であるということで、浦神支所から本所のほうに取りかえに係る事業計画を4月に提出したところ、本所のほうから予算配分が受けられたということで至急取りかえたいとの要望がございましたので、今回補正をお願いするものでございます。事業費69万6,000円の3分の1の23万2,000円を補助するものでございます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節13委託料30万円の増額補正につきましては、昨年度御可決いただきました勝浦ビン玉文化再興事業におけるビン玉モニュメントの設置に伴う多言語対応の紹介看板を設置するものでございます。設置場所につきましては、2つのモニュメント設置場所近くに設置を予定しております。多言語対応の紹介看板を設置することにより、外国人の方を含めた観光客の方にビン玉を象徴とした環境に優しいはえ縄漁の紹介も可能となり、町なかでの滞在時間の増加や町なか歩きをより一層促進できるものと考えております。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

14ページ、下段をお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額45万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分22補償、補填及び賠償金でございます。今議会、先ほど議案第46号で御承認賜りました損害賠償の額の決定に伴います説明欄記載の町道朝日10号線陥没に係る損害賠償金でございます。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。



○議長（中岩和子君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目5消防費国庫補助金、節区分6消防団設備整備費補助金52万円につきましては、平成30年度補正予算で新たに創設されました消防団救助能力向上資機材緊急整備事業を活用いたしまして、消防団への特定小電力トランシーバー整備に係る3分の1の補助金を受け入れるものでございます。

15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節区分18備品購入費156万1,000円につきましては、災害時等における消防団の通信手段の確保を図るため、歳入で説明いたしました消防団設備整備費補助金を活用して特定小電力トランシーバーの整備をお願いするものでございます。

資料といたしまして、整備予定のカタログを添付させていただいています。トランシーバー本体と附属品として急速充電器一式、防水型スピーカーマイクロホン、ハードケースを合わせて21台整備させていただくものでございます。現在、総務省消防庁から貸与品として同タイプのトランシーバーを第4分団へ配備しています。災害現場等で団員間の交信に重宝するとのことで、今回新たに創設されました補助金を活用しまして、他の7カ分団に各3台ずつ配備させていただくものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 1点、ちょっと教えていただきたいことがあります。7ページ、森林環境譲与税のことでちょっと教えていただきたいんですが、900万円は半年分ということで課長から説明あったんですが、ということはこれは年間に通じるとこの倍の額が入ってくるのかということで、森林環境税はまだ3年後ぐらいからの導入ですよね。それが譲与税は前倒しでいただけるというような、ちょっと読んだ知識なんですが、本格導入になったときにはもうちょっと額がふえてくるのか。今回この額だけど、もうこれがほぼ確定額でずっと今後もこれでいくのか、何年後の本格導入の後にはもうちょっとふえた額になってくるのか、その辺おおよそで、もしわかれば教えてください。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

森林環境譲与税でございます。森林環境譲与税の原資であります税の賦課のほうは、議員おっしゃいますとおり後年度になってございまして、本年度からは国のほうは特会のほうで借り

入れを行いまして、それを原資に譲与税を譲与するという事になってございます。したがいまして、本年度から33年度までは千七、八百万円という額が試算されてございます。年間でございます。そして、徐々にふえまして、平成でいいますと45年以降でございますけれども、5,800万円という額が試算で出てきてございます。

〔7番曾根和仁君「年間」と呼ぶ〕

年間です。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 何点かちょっと。プレミアム商品券のことで、額面が2万円で売って2万5,000円分というて、低所得者の人に分割で5,000円でもという枠が出てあるんですけど、1枚が500円ということらしいんですけど、換金手数料は役場が持ってくれるみたいなんですけど、この5,000円で売った場合、例えば2万円で売った場合やったら5,000円分なんやけど、5,000円で売った場合が幾らついてくるんか、1枚が500円のチケットがついているみたいなんですけど、その辺ちょっと教えていただきたいのと、海岸漂着物回収処理、これから場所を決めていくということでちょっとお聞きしたんですけど、僕らも結構海岸の清掃しやるんですけど、那智川の天満川の浜、多分あれ、護岸工事の土のう袋です、黒いでっかいやつ、こんなでっかいやつがあるじゃないですか。あれがよく流れてきているんですけど、あんなのは土木工事の会社がやったもんなんやけど、所有者がわからんので何ともできんのですよね。あんな漂着物、木とかそういう流れてきたものを対象にやられるんやと思うけど、そんなのも検討に入らんものなかなあというのが1点と、もう一点、特定小電力トランシーバー、これは防災のほうになるんやけど、この機種をそのまま自主防とかでも買うようになるんかなというのと、3点だけお願いします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） お答えいたします。

まず、プレミアム商品券についての御質問でございます。

額面5,000円のを4,000円で販売するというものでございます。500円券を10枚つけてまいります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

海岸漂着物の回収処理事業委託でございます。

河川からの流出した土のうの件でございますけれども、基本的にこの事業委託につきましては水産の漁業関係者が障害になるということでこれらのごみを取り除くというような事業でございますので、当然こちらのごみのほうも多ければ対象になってきます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 15ページにございます消防で購入いたしますトランシーバーの関係で  
ございますが、自主防との関連ということでございますが、別のものであるというふうに考え  
てございますが、申しわけございません、今現在詳細のほうは把握してございません。わかり  
次第お答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第48号 令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第23、議案第48号令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正
予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第48号について御説明申し上げます。

議案第48号令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額は補正せずでございます。

元号の表記といたしまして、第2条、改元日以降は平成31年度予算全体における元号の表示
を令和に統一するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入の補正でございます。

低所得者の保険料の軽減強化に伴い、第1号被保険者の介護保険料を減額し、一般会計から繰り入れるものでございます。

款1介護保険料を1,775万5,000円減額し、款7繰入金を同額増加、総額は増減ございません。

歳出は補正なしでございます。

3ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別説明書でございます。2ページと同様でございます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、補正額1,775万5,000円の減額につきましては、65歳以上の方の保険料で、低所得者の保険料の軽減強化として第1段階の軽減割合を増加するとともに、第1段階のみであった軽減対象者を第1段階から第3段階まで拡大したことによる軽減でございます。その内訳といたしまして、年金天引きにより納めます節1現年度分特別徴収保険料は1,640万9,000円の減額、納付書等で納める節2現年度分普通徴収保険料は134万6,000円の減額となっております。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1介護給付費繰入金、補正額1,775万5,000円の増額につきましては、第1号被保険者保険料の軽減分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出につきましては補正なしでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第48号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第49号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中岩和子君） 日程第24、議案第49号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第49号について御説明申し上げます。

〔議案第49号朗読〕

65歳でございます。

濱口博之氏につきましては、本年第1回定例会におきまして同意を頂戴し、平成31年4月1日より本町固定資産評価審査委員会の委員として務めていただいているところでございますが、その任期につきましては前任の残任期間である令和元年6月23日までとなっており、今回引き続き固定資産評価審査委員会の委員として選任いたしたくお願いするものでございます。御同意をいただきましたなら、任期は令和元年6月24日から令和4年6月23日までの3カ年となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第49号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第50号 農業委員会委員の過半数を占める者を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて

○議長（中岩和子君） 日程第25、議案第50号農業委員会委員の過半数を占める者を認定農業者等

又はこれらに準ずる者とするについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 議案第50号について御説明いたします。

〔議案第50号朗読〕

関係資料のほうをお願いいたします。

本町の農業委員会の定数は14名となっておりますが、資料の(1)のとおり、農業委員会等に関する法律により、委員のうち認定農業者が過半数を占めることとなっております。しかしながら、本町には認定農業者が少なく、この規定を満たすことが難しい状況にあります。このような場合に、資料の(2)例外規定として、議会の同意をもって認定農業者に準ずるものとできることとなっておりますので、法施行規則第2条第1項の規定により同意を求めるものでございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第51号 農業委員会委員の任命について

日程第27 議案第52号 農業委員会委員の任命について

日程第28 議案第53号 農業委員会委員の任命について

日程第29 議案第54号 農業委員会委員の任命について

日程第30 議案第55号 農業委員会委員の任命について

日程第31 議案第56号 農業委員会委員の任命について

日程第32 議案第57号 農業委員会委員の任命について

日程第33 議案第58号 農業委員会委員の任命について

日程第34 議案第59号 農業委員会委員の任命について

日程第35 議案第60号 農業委員会委員の任命について

日程第36 議案第61号 農業委員会委員の任命について

日程第37 議案第62号 農業委員会委員の任命について

日程第38 議案第63号 農業委員会委員の任命について

日程第39 議案第64号 農業委員会委員の任命について

○議長（中岩和子君） 日程第26、議案第51号農業委員会委員の任命についてから日程第39、議案第64号農業委員会委員の任命についてまで一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 議案第51号から議案第64号について御説明いたします。

議案第51号から議案第64号までは農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

現在の農業委員につきましては、令和元年9月16日で任期満了となっておりますので、今回同意をいただければ、令和元年9月17日から3年間の任期となるものでございます。

議案第51号は狗子ノ川124番地、塩崎一男氏、議案第52号は高津気897番地、瀧本清比氏、議案第53号は井関738番地3、亀井徹氏、議案第54号は二河1439番地、村上幸弘氏、議案第55号は浜ノ宮256番地1、中村誠一氏、議案第56号は口色川1898番地、齋藤真弓氏、議案第57号は小阪680番地、西浦完治氏、議案第58号は中里1056番地、岡本光弘氏、議案第59号は下和田386番地1、仲地雅壽氏、議案第60号は南大居1075番地、熊代晴視氏、議案第61号は南大居1382番地、杉浦仁氏、議案第62号は下里959番地1、江崎光洋氏、議案第63号は下里2965番地、中村起士央氏、議案第64号は勝浦386番地、榎本武三郎氏、以上14名につきまして御同意をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 議案第51号から議案第64号について一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第51号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第52号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第53号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第54号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。



議案第55号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第56号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第57号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第58号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第59号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第60号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第61号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第62号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第63号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

議案第64号について討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第64号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 発議第1号 那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第40、発議第1号那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 発議第1号那智勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。

提出者は議会運営委員長名でございます。

この提案理由につきましては、常任委員会の構成を変更するため、那智勝浦町議会委員会条例第2条（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）及び第3条の2第2項（議会運営委員会の設置）を改正するものであります。

これまでも、1月31日、3月4日、5月10日と議会運営委員会を開催して調査検討してまいりました。5月10日の委員会において、全員異議なく賛成をいただきましたので、今回の提出とさせていただきます。

その内容についてですが、3枚目の発議第1号の関係資料、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

左側が改正後で、右側が改正前でございます。改正前の第2条は4常任委員会となっておりますが、改正後の第2条につきましては2常任委員会としております。

1つは、総務経済常任委員会、委員数は6名でございます。ここに、それまでの総務の中に、商工、観光、企画、農林、水産、都市計画、建築、河川、港湾その他一般土木、水道事業と含んでおります。

(2)の教育厚生常任委員会6人ですが、これについてはこれまでの厚生の中に教育を入れ、教育厚生常任委員会としております。委員数は6人です。

その下の議会運営委員会の設置ですが、今改正前は議会運営委員会の委員の定数は8人でしたが、今回の改正後は議会運営委員会の委員の定数は6人とするということで、常任委員会それぞれ3人ずつの選任ということで、合計6人ということになります。

附則ですが、この条例は令和元年7月9日から施行するというので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

発議第1号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時11分 散会